

目 次

◎会議録第1号（6月13日）議案説明

開 会	6
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	6
開 議	10
日程第2 会議録署名議員の指名	10
日程第3 会期の決定	10
日程第4 報告第1号 令和4年度松前町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	10
日程第5 報告第2号 令和4事業年度松前町土地開発公社収支決 算及び令和5事業年度松前町土地開発公社 事業計画の報告について	12
日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例）	14
日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町税条例の一部を改正する条例）	15
日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令 和5年度松前町一般会計補正予算（第2 号））	17
日程第9 議案第32号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例	19
日程第10 議案第33号 松前町税条例の一部を改正する条例	20
日程第11 議案第34号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例	22
日程第12 議案第35号 松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する 条例	23
日程第13 議案第36号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例	24
日程第14 議案第37号 松前町農業委員会の委員の任命について	25
日程第15 議案第38号 松前町農業委員会の委員の任命について	25
日程第16 議案第39号 松前町農業委員会の委員の任命について	25
日程第17 議案第40号 松前町農業委員会の委員の任命について	25
日程第18 議案第41号 松前町農業委員会の委員の任命について	25
日程第19 議案第42号 松前町農業委員会の委員の任命について	25

日程第20	議案第43号	松前町農業委員会の委員の任命について……………25
日程第21	議案第44号	松前町農業委員会の委員の任命について……………25
日程第22	議案第45号	松前町農業委員会の委員の任命について……………25
日程第23	議案第46号	松前町農業委員会の委員の任命について……………26
日程第24	議案第47号	松前町農業委員会の委員の任命について……………26
日程第25	議案第48号	松前町農業委員会の委員の任命について……………26
日程第26	議案第49号	松前町農業委員会の委員の任命について……………26
日程第27	議案第50号	松前町農業委員会の委員の任命について……………26
日程第28	議案第51号	土地改良事業の施行について……………33
日程第29	議案第52号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第3号）……………34
日程第30	議案第53号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………34
日程第31	議案第54号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………34
日程第32	議案第55号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………34
日程第33	議案第56号	令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）……………34
日程第34	議案第57号	令和5年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）……………34
日程第35	研修報告……………	……………38
散 会……………		……………41

~~~~~

◎会議録第2号（6月19日）一般質問

|          |                  |         |
|----------|------------------|---------|
| 開 議…………… |                  | ……………46 |
| 日程第1     | 会議録署名議員の指名……………  | ……………46 |
| 日程第2     | 一般質問             |         |
|          | 10番 藤岡 緑議員……………  | ……………46 |
|          | 7番 住田 英次議員……………  | ……………52 |
|          | 14番 伊賀上明治議員…………… | ……………56 |
|          | 2番 西村 元一議員……………  | ……………65 |
|          | 5番 影岡 俊範議員……………  | ……………71 |
| 散 会…………… |                  | ……………77 |

~~~~~  
◎会議録第3号（6月27日）委員長報告

開 議	82
日程第1	会議録署名議員の指名 82
日程第2	議案第32号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例 82
日程第3	議案第33号 松前町税条例の一部を改正する条例 83
日程第4	議案第34号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 84
日程第5	議案第35号 松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 85
日程第6	議案第36号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例 86
日程第7	議案第51号 土地改良事業の施行について 88
日程第8	議案第52号 令和5年度松前町一般会計補正予算（第3号） 89
日程第9	議案第53号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 89
日程第10	議案第54号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 89
日程第11	議案第55号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号） 89
日程第12	議案第56号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第1号） 89
日程第13	議案第57号 令和5年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号） 89
日程第14	議員派遣の件 96
閉 議	97
町長挨拶	97
閉 会	98

6月13日（第1号）

令和5年松前町議会第2回定例会会議録

令和5年6月13日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之
町民課長	渡辺司

福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	佐藤真一
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	田中俊臣
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和5年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.1

	令和5年6月13日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第1号	令和4年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第5	報告第2号	令和4事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和5事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第6	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第7	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第8	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度松前町一般会計補正予算(第2号))	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第9	議案第32号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第33号	松前町税条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第34号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第35号	松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第13	議案第36号	松前町立保育所条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)

日程第14	議案第37号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第15	議案第38号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第16	議案第39号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第17	議案第40号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第18	議案第41号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第19	議案第42号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第20	議案第43号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第21	議案第44号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第22	議案第45号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第23	議案第46号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第24	議案第47号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第25	議案第48号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第26	議案第49号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第27	議案第50号	松前町農業委員会の委員の任命について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第28	議案第51号	土地改良事業の施行について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第29	議案第52号	令和5年度松前町一般会計補正予算（第3号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第30	議案第53号	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

日程第31	議案第54号	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第32	議案第55号	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第33	議案第56号	令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第34	議案第57号	令和5年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第35	研修報告	

○議長（加藤博徳） 本日から、座席及びマスクの着用につきましては、コロナ感染症以前の着席にさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和5年松前町議会第2回定例会を開会いたします。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

麦の刈り入れを終えた町内の田んぼは田植の時期を迎え、作業にいそしむ農家の皆さんの活気で満ちています。今年も、植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋となるよう願っております。

本日、令和5年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございます。

本議会におきましては、令和5年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、先月8日から感染法上の位置づけが5類感染症へ移行されました。これに伴い、新型コロナ対策は、行政が細かくルールを定め、対策を講じ、皆さんに協力を要請する仕組みから、個人の自主的な判断と行動を基本とする方向に移行しました。

新型コロナと診断された場合、インフルエンザと同様、医師の指示に従い療養することになりますが、国は発症日の翌日から5日間、さらに症状が続く場合は症状軽快後24時間経過するまでは外出を控えること、発症日の翌日から10日間は不織布マスクを着用するとともに、高齢者等重症化リスクの高い方との接触を控えることを推奨しています。

また、濃厚接触者の特定はなくなり、自宅待機を求められることもなくなりましたが、陽性者と接触があった場合は、陽性者の発症日の翌日から特に5日間は体調管理に注意し、7日目までは高齢者等との接触は控えるように推奨しています。

費用の負担については、受診及び検査の費用の公費負担は終了し、他の疾患と同様、保険診療となりましたが、新型コロナ治療薬は当面9月末まで全額公費負担が継続されます。

なお、5類へ移行した現在もコロナが収束したわけではありませんので、町民の皆様には、今後もこれまでのコロナ禍で学んだ経験を基に、一人ひとりが日常の中で感染防止対策を実践していただきますよう御協力をお願いいたします。

さて、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る補正予算について急施を要したため、4月21日に専決処分をさせていただきました。議会におかれては、専決処分を認める旨の意向を示していただき、ありがとうございました。おかげで、食費等の物価高騰等に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯への支援について、スピード感のある対応ができたと思っています。心から感謝を申し上げます。

なお、今議会には、その承認に係る議案を提出させていただいております。

また、これらのほか、6月補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金を活用した低所得世帯への支援と、物価高騰等の影響を受けている生活者、事業者の支援に係る予算も計上いたしております。

それでは、令和5年第2回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、町立図書館であるふるさとライブラリーのシステム更新について申し上げます。

3月から図書館システムが新しくなり、より利用しやすくなりました。新たな機能として、予約している本が借りられるようになった場合に、アドレスを登録していれば本人にメールでお知らせが届くようになったほか、借りている本の貸出期間の延長をしたい場合には、インターネットを使って貸出期間の延長の手続きができるようになりました。

また、蔵書検索が使いやすくなったほか、新たにセルフ貸出機が設置され、利用者自身で簡単に本を借りることができるようになったり、預金通帳に似た読書記録帳に本のタイトルや貸出日などを記帳し、自分がいつ、どんな本を借りたかを記録できるようになりました。

ほかにも、ライブラリーカードを携帯していなくても、スマートフォンに表示させて本を借りられるようになるなど、利用者の皆様にとって、より便利で利用しやすい図書館になったと思います。

このリニューアルの機会に図書館に興味を持っていただき、これまで以上にたくさんの町民の皆様は足を運んでいただければと願っています。

次に、義農祭について申し上げます。

4月23日に、義農公園で義農祭を4年ぶりに通常開催し、多数の御来賓の皆様や町民の皆様は御参加をいただきました。会場では、式典のほか、ステージで松前小学校の児童による義農太鼓や、松山アクターズスクールの生徒による朗読劇など、義農作兵衛翁の遺徳をしのぶにふさわしいステージイベントが行われ、子どもから大人まで真剣に観賞されていきました。

また、ふる里市では、関係団体によって松前町産の野菜や炊き込みご飯、はだか麦おにぎりなどが販売されたほか、多くの屋台が並び、4年ぶりに大きなにぎわいとなりました。

た。

今後も義農祭とともに、昨年度初めて実施しました義農大賞の表彰を継続していくことにより、引き続き義農精神と松前町を広くPRするとともに、義農精神を町民みんながしっかりと受け継ぎ、共有してまいりたいと考えています。

次に、北海道まつまえ町への表敬訪問について申し上げます。

4月28日から30日までの3日間、町議会の議長と松前町観光協会の会長とともに、4年ぶりに姉妹都市である北海道まつまえ町を表敬訪問いたしました。

まつまえ町では、毎年恒例のさくらまつりが今年は4月22日から開催されており、その中で実施される物産展に松前町の物産を販売させていただくために、物産展に合わせて訪問させていただきました。

まつまえ町は、日本さくら名所100選にも選出された桜の名所であり、品種も多いことで知られ、250種1万本もの桜があります。早咲き、中咲き、遅咲きの3つの時期に分かれて、4月下旬から5月中旬まで約1か月にわたって桜を楽しむことができるようになっており、表敬訪問した際には中咲きの桜が数多く咲いていました。

また、物産展では、小魚珍味やはだか麦関連商品などを販売し、ほぼ完売するなど大変盛況でした。中には、子どもが姉妹都市交流事業に参加して松前町に行ったことがあるということで、愛媛県の松前町を知っているため購入しますというお客さんも複数いらっしゃり、交流事業の手応えを感じたところです。

今後、まつまえ町の皆様にも、本町のたわわ祭などの機会を捉えて、ぜひ松前町にお越しいただき、姉妹都市としての交流をより一層深めていきたいと考えています。

次に、防災対策について申し上げます。

先月14日に、出水期を前に消防団員や自主防災組織など約300人が参加して、風水害による被害を最小限に食い止めるため、自主防災組織と消防団員の水防工法に係る技能の習得及び向上を目的として水防工法訓練を実施いたしました。

自主防災組織は、消防団員の指導の下、土のう構築や住居の床下等への浸水を防ぐ改良土のう積み工法Ⅱ型の訓練を行い、消防団員は河川堤防の漏水対策として月の輪工法の訓練を実施し、防災技術の向上に取り組みました。

また、先月25日には国、県、県警、消防署、消防団とともに町内の水害危険箇所の防災パトロールを実施いたしました。いつ発生するか分からない自然災害に備えるためには、こうした日頃の防災訓練の積み重ねや防災パトロールが重要であると感じているところであり、今後も関係機関と連携し、防災・減災体制の強化を図るとともに、町民の皆様の災害時の備えに対する啓発に努め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、先月3日から9日までの7日間、大分県別府市の百貨店トキハ別府店において開催した愛媛5市町物産展について申し上げます。

この物産展は、特産品の販路拡大や中予地域への観光誘客を図るため、愛媛県中予地域の東温市、伊予市、砥部町、久万高原町と本町の5市町が連携して、地域が一体となった初めての取組として実施したものです。

大型連休中の開催であったため、連日多くの地元客と観光客でにぎわい、多くの方に愛媛5市町のおいしい特産品や個性的な工芸品をお買い求めいただきました。

松前町からは、特産品である小魚珍味やはだか麦商品、町内の業者が製造した調味料やお菓子などを持参して販売し、松前町ならではの魅力的な商品を知っていただくことができました。この物産展の様子は、地元のテレビ局に生中継で放送され、大分県の方々に本町を含めた5市町を広く知っていただくきっかけになったと考えています。

今後も、このような機会の創出に努めてまいりたいと思います。

次に、松山市への可燃ごみの焼却処理委託の現況について申し上げます。

今年度4月から、本町の可燃ごみの焼却処理を松山市に委託して実施していますが、4月の可燃ごみの搬入量を直近の3年間の実績と比較してみますと、行政回収している家庭系可燃ごみの量は、松山市に委託したことによる影響はほとんど見られませんが、事業者が業者に委託して収集運搬している事業系可燃ごみの量は半減しています。

これは、松山市が事業系可燃ごみの分別を厳正にチェックし、事業系の廃プラスチック類のごみの多くを産業廃棄物であるとして焼却を受け付けられないことが原因であると思われる。

また、可燃ごみ収集運搬の状況としましては、家庭系可燃ごみは松山市に委託する前と比べると収集時期が若干遅くなっています。4月当初は、以前に比べ収集時刻が遅くなったという住民の声もありましたが、現在はそのような声も聞かれなくなっており、変化に順応していただいたものと思っています。委託業者には、回収車や人員を増やしたり、回収車の種類や収集コースを変えたりするなどして、円滑な収集運搬に努めていただいています。

事業系可燃ごみにつきましては、松山市に委託したことに伴い、収集運搬に当たっては、中継施設である本町の不燃物置場を経由することになりましたが、特に支障は生じていません。また、可燃ごみの搬入先である松山西クリーンセンターの話では、現在のところ円滑にごみの搬入が行われており、大きな混乱はないと聞いています。

これらのことから、松山市への可燃ごみの焼却処理委託は、おおむね順調に滑り出せたものと考えています。

今後も、引き続き松山市での可燃ごみの焼却処理の状況を注視し、本町のごみ処理が適切に実施できるよう努めてまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件2件、専決処分の承認3件、条例案件5件、予算案件6

件、その他議決を求めるもの15件、合わせて31件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

11番村井慶太郎議員、12番岡井馨一郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月6日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月27日までの15日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの15日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第1号 令和4年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第1号令和4年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号令和4年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第1号について補足して説明いたします。

報告書の9ページをお願いします。

令和4年度補正予算で繰越限度額の議決をいただいた一般会計繰越明許費について、令和5年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越計算書の金額の欄は補正予算で承認された限度額となっています。

初めに、2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳等管理は、戸籍システムの改修について予定より作業量が増加したため、443万4,000円を繰り越しました。

次の7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕は、橋りょうの修繕に係る工法の検討に時間を要したため、560万円を繰り越しました。

舗装長寿命化修繕は、国の補助金の交付決定が遅れ早期に事業着手できなかったため、1,943万8,000円を繰り越しました。

町道整備も、国の補助金の交付決定が遅れたため、3,660万円を繰り越しました。

続いて、4項港湾費の北黒田海岸整備は、入札の不調により再入札までに時間を要したため、450万円を繰り越しました。

続いて、5項都市計画費の松前駅前広場整備は、地権者との交渉に時間を要したため、323万9,000円を繰り越しました。

松前公園施設整備は、遊具の補修箇所の工法の検討に時間を要したため、270万円を繰り越しました。

下水路等整備は、入札の不調により再入札までに時間を要したため、350万円を繰り越しました。

塩屋地区雨水対策は、河川の占用協議に時間を要したため、2,000万円を繰り越しました。

次の8款1項消防費の消防詰所建設は、関係者との調整に時間を要したため、1,537万円を繰り越しました。

次の9款5項社会教育費の文化センター管理は、バリアフリー駐車場の整備について関係者との協議に時間を要したため、2,150万円を繰り越しました。

この結果、繰越限度額1億3,934万3,000円に対して、翌年度繰越額は1億3,688万1,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

ただいまの田中財政課長の報告の中で、「報告書の9ページ」と申し上げましたが、正しくは「議案書の9ページ」でありました。どうぞよろしく願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第2号 令和4事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和5事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第5、報告第2号令和4事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和5事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第2号令和4事業年度松前町土地開発公社収支計算書及び令和5事業年度松前町土地開発公社事業計画について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第2号について補足して説明いたします。

議案書の14ページをお願いします。

初めに、令和4事業年度の決算について御説明いたします。

1番、概要の土地造成事業ですが、令和4事業年度は事業を行いませんでした。

次に、2番、理事会の議決事項は、記載のと通りの2件です。

次のページをお願いします。

3番、役員に関する事項及び4番、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっています。

続いて、次のページ、16ページからは、公社の決算状況になります。

まず、(1)収益的収入及び支出は、公社の事業活動に伴う収益と費用になります。

令和4事業年度の収入は、第1款第1項受取利息の決算額が2,614円で、収入合計も同額です。

次に、支出は、第1款第1項販売費及び一般管理費の決算額が4万2,000円で、理事会及び幹事会の開催に係る経費です。

次の第2款第1項予備費の支出はありませんでしたので、支出合計は4万2,000円でした。

次の17ページは明細書になりますので、御参照ください。

続いて、18ページをお願いします。

これは令和4事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、Ⅰ、事業収益とⅡ、事業原価は該当がなく、事業総利益はありません。

次に、販売費及び一般管理費は4万2,000円で、同額が事業損失になります。

次に、Ⅳ、事業外収益は受取利息で2,614円、Ⅴ、事業外費用は該当がありません。

この結果、3万9,386円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、19ページをお願いします。

事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状態を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、Ⅰ、流動資産のうち現金及び預金が1,148万2,038円、開発中土地が5,540万6,866円で、合計は6,688万8,904円です。

続いて、右側の負債の部です。

事業資金として借り入れている長期借入金5,262万5,000円が負債合計です。

次に、資本の部です。

Ⅰ、資本金は、松前町からの出資金500万円です。

Ⅱ、準備金は、前期繰越準備金の930万3,290円から当期純損失の3万9,386円を差し引いた926万3,904円となり、この結果、資本合計は1,426万3,904円、また負債資本合計は6,688万8,904円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次のページをお願いします。

令和4事業年度中におけるキャッシュ・フロー計算書です。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は定期預金について満期日が3か月以内のものを対象としているため、Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高と先ほどのページの貸借対照表の現金及び預金との額は一致していません。

続いて、22ページをお願いします。

こちらは財産目録で、公社が保有する資産と負債を整理したもので、先ほど説明しました貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものです。

続いて、23ページからは附属明細表で、ここまで説明した書類の参考資料となりますので、御参照ください。

次に、28ページをお願いします。

決算審査意見書を添付しています。

当決算につきましては、4月17日に土地開発公社の監事による監査を実施し、その後5月16日に理事会を開催して決算認定を受けております。

決算につきましては以上で、次に事業計画について御説明しますので、30ページをお願いします。

令和5事業年度当初予算における事業は洪水影響調査で、事業費は166万1,000円です。

次に、32ページをお願いします。

こちらは土地開発公社の当初予算書ですので、御参照ください。この事業計画は、3月23日に開催した理事会において議決されております。

次に、38ページをお願いします。

令和5事業年度補正予算第1号において、当初の計画に加えて土地評価及び水質調査に係る事業費183万5,000円を追加しています。

次の39ページをお願いします。

こちらは土地開発公社の補正予算書ですので、御参照ください。この事業計画は、5月16日に開催した理事会において議決されております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第29号について提案理由を申し上げます。

令和5年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第1号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 議案第29号専決第1号について補足して説明をいたします。

議案書は45ページ、参考資料は5ページをお開きください。

今回の改正は令和5年度税制改正によるもので、地方税施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日に施行されたことにより、松前町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

議案書のほうを御覧ください。

今回の改正は、第2条では、課税限度額のうち後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に引き上げる改正を行っています。

次に、第23条では、第2条の改正に伴う改正と、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減では軽減基準額を28万5,000円から29万円に、2割軽減では軽減基準額を52万円から53万5,000円に引き上げる改正を行ったものです。

その他の項目につきましては、引用する法令等の改正により、規定の整備を行ったものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行となり、令和5年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採

決)

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第30号について提案理由を申し上げます。

令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例の一部を改正する条例を専決第2号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 議案第30号専決第2号について補足して説明をいたします。

議案書は51ページから改正条例を、参考資料は7ページから概要を記載しております。

今回の改正は令和5年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行される改正部分について松前町税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めます。

参考資料のほうで改正の概要を説明いたします。

参考資料の主な改正の概要の表のうち、7ページ1段目、附則第8条の改正ですが、肉用牛を売却した場合において、令和6年度までの各年度の個人住民税について所得割の額を免除する特例期間を3年延長し、令和9年度までとするものです。

次に、3段目、附則第10条の2、4段目、附則第10条の3第12項及び第13項の改正は、新築された日から20年以上経過し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定するマンションであって、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に一定の大規模な工事が行われた家屋について、工事完了後の翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額するわがまち特例の新設に伴う規定の整備を行っていますが、現在町内でこの特例の対象となるマンションはございません。

次に、5段目、附則第15条の2、附則第15条の6第3項の改正は、軽自動車税の環境性能割について、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した車両については、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置がありましたが、期間満了となったため、今回の法律改正に併せて削除する改正です。

次に、2段目、附則第16条、3段目、附則第16条の2第1項の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例についてです。法律改正に合わせ、軽自動車税の種別割グリーン化特例の期限について車種を限定して3年間延長する改正です。

次に、4段目、附則第17条の2の改正ですが、令和5年までとしていた優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長し、令和8年度までとしています。

このほか地方税法等の一部改正に伴い、条例が引用している地方税法の条文の変更と規定の整備について所要の改正を行っています。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日です。

また、議案書61ページからの附則第2条及び第3条において経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算（第2号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松前町一般会計補正予算第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第31号について提案理由を申し上げます。

食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度松前町一般会計補正予算第2号を専決第3号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第31号専決第3号について補足して説明いたします。

議案書の67ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,379万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ119億9,183万2,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

参考資料のほうで説明いたしますので、参考資料のほうの9ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額2,379万3,000円は、食費等の物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うための給付金を支給するための費用です。

歳出は以上で、続きまして歳入について説明いたします。

議案書のほうで説明しますので、議案書の78ページをお願いします。

14款2項2目民生費国庫補助金、補正額は2,379万3,000円で、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第32号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第32号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第32号について提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、スマートフォンなどの移動端末設備に記録した移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第32号について補足して説明いたします。

議案書85ページをお開きください。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、新たにスマートフォンなどに搭載することが可能となった移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

第1条では、従前の個人番号カードによる利用者証明用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書と定義し、第2条では第11条第3項の改正後の下線部のとおり、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書を定義し、当該電子証明書による印鑑登録証明書の交付の申請を行えるよう改正します。

なお、この条例は、第1条の規定については公布の日から施行することとし、第2条の規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲において附則で定める日から施行することとします。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第32号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第33号 松前町税条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、
質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第33号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第33号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、国税の森林環境税を町において賦課徴収し、新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車種別割の税率を定め、及び申告事項に変更がない場合の扶養控除申告書の記載を簡略化するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(加藤博徳) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第33号について補足して説明いたします。

議案書は89ページからですが、参考資料で説明いたしますので、参考資料11ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、松前町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分した改正以外の箇所について所要の改正を行うものです。

参考資料11ページの主な改正の概要の表の1段目、第34条の9第2項、4段目、第38条第2項第3項、5段目、第41条と、次のページ、12ページの表1段目の第44条第1項から4段目、第47条の6第2項までについては、森林環境税の賦課徴収に伴う改正です。

ページを戻って、11ページの表2段目、第36条の3の2第2項と3段目の第36条の3の

2第3項から第6項については、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡略化に対応するものです。

次のページ、12ページの表5段目、第82条第1号エは、新たな車両区分として定義された特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードへの対応に必要な改正です。7段目、附則第15条の2第4項については、軽自動車税の環境性能割、8段目の附則第16条の2第3項については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例規定についての改正です。

このほか、地方税法の一部改正に伴う語句、引用条文等について所要の改正を行うこととしています。

なお、この条例の施行は令和5年7月1日としますが、第34条の9第2項の改正規定、第38条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、附則第15条の2及び第16条の2第3項の改正規定については令和6年1月1日から、第36条の3の2の改正規定は令和7年1月1日から施行することとします。

また、改正後の税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度以前については従前の例によることとします。

軽自動車税については、新条例第82条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の種別割について適用し、令和5年度以前については従前の例によることとします。

新条例附則第15条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、令和5年12月31日までに取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割については従前の例によるほか、新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の種別割について適用し、令和5年度以前の年度分の種別割については従前の例によることとします。

以上で議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第33号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第34号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第34号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第34号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第34号について補足して説明をいたします。

議案書97ページ、参考資料15ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、議案書97ページ第3条から99ページの第9条の3にかけて、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の所得割率、均等割額及び平等割額と介護納付金課税額の均等割額及び平等割額を下線に示すとおりそれぞれ改めます。

議案書99ページから104ページの第23条第1項では、国民健康保険税の軽減世帯における均等割額や平等割額を減額する額について下線に示すとおりそれぞれ改めるほか、議案書104ページからの同条第2項では、未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額を減額する額について、下線に示すとおりそれぞれ改めます。

参考資料15ページから17ページにかけて改正内容を一覧表にしておりますので、御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和5年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度分以前の国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で議案第34号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第34号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第35号 松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第35号松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

令和5年度末をもって古城幼稚園を廃止し、松前町立幼稚園を一園化するため及び令和6年度から松前町立幼稚園で一時預かり事業を実施するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章） 議案第35号について補足して説明をいたします。

議案書107ページを御覧ください。

この条例は、令和5年度末をもって古城幼稚園を廃止し、松前町立幼稚園を一園化するため及び令和6年度から松前町立幼稚園で一時預かり事業を実施するため、松前町立幼稚園設置条例の改正を行うものです。

改正後、新たに加える第4条で、幼稚園は在園児に対し児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行うこと、その実施日及び実施時間は教育委員会規則で定めることとしています。

同じく第5条で、一時預かりを受ける園児の保護者は一時預かり料を納付しなければならないこと、次の108ページにまたがりませんが、一時預かり料の額は預かり時間30分当たり50円とすること、預かり時間に30分未満の端数があるときは、その預かり時間を30分とすることとしています。

第6条で、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会で定めるものとしています。

また、別表について、左側の改正後のとおり、設置する幼稚園について古城幼稚園を削

除し、松前幼稚園の定員を70人とすることとしています。

最後に、附則においてこの条例は令和6年4月1日から施行すること、松前幼稚園の位置は、令和7年3月31日までの間は別表の規定にかかわらず松前町大字筒井1387番地1とすることとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第35号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第36号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第36号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

白鶴保育所新園舎の施設整備に伴い、定員を増員するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第36号について補足して御説明いたします。

議案書109ページをお願いします。

表の右が改正前、左が改正後です。

白鶴保育所の老朽化のため、園舎を同敷地内に建て替えたことに伴い、定員を60人から96人に増員するために改正を行うものです。

なお、この条例は令和5年8月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第36号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託いたしました。

10時50分まで休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（加藤博徳） 時間前ですがおそろいですので、それでは再開いたします。

~~~~~

日程第14 議案第37号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第38号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第39号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第40号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第41号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第42号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第20 議案第43号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第21 議案第44号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第22 議案第45号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

明、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第46号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第24 議案第47号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第48号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第26 議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第27 議案第50号 松前町農業委員会の委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第37号松前町農業委員会の委員の任命についてから日程第27、議案第50号松前町農業委員会の委員の任命についてまでの14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第37号から議案第50号までについて一括して提案理由を申し上げます。

松前町農業委員会の委員の任期が令和5年7月19日をもって満了になることに伴い、後任委員の任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

内容につきましては、田中産業課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） それでは、議案第37号から議案第50号までについて補足して御説明いたします。

議案書の111ページをお開きください。

以降、議案ごとに住所、氏名、生年月日の順で御説明いたします。

議案第37号、伊予郡松前町大字南黒田214番地、濱田淳司。

議案書113ページをお願いします。

議案第38号、伊予郡松前町大字浜891番地、鳥越英子。

議案書115ページをお願いいたします。

議案第39号、伊予郡松前町大字徳丸106番地7、宮城悦郎。

議案書117ページをお願いします。

議案第40号、伊予郡松前町大字中川原285番地3、本田啓三。

議案書119ページをお願いします。

議案第41号、伊予郡松前町大字出作757番地1、秋山和恵。

議案書121ページをお願いします。

議案第42号、伊予郡松前町大字鶴吉1017番地1、池内直人。

議案書123ページをお願いします。

議案第43号、伊予郡松前町大字鶴吉92番地2、濟川誠。

議案書125ページをお願いします。

議案第44号、伊予郡松前町大字大溝263番地、仲矢國和。

議案書127ページをお願いします。

議案第45号、伊予郡松前町大字東古泉330番地1、相原啓司。

議案書129ページをお願いします。

議案第46号、伊予郡松前町大字上高柳243番地、仙波正宏。

議案書131ページをお願いします。

議案第47号、伊予郡松前町大字恵久美253番地5、大政浩史。

議案書133ページをお願いします。

議案第48号、伊予郡松前町大字西高柳97番地、水口稔章。

議案書135ページをお願いします。

議案第49号、伊予郡松前町大字西古泉602番地、大政和久。

議案書137ページをお願いします。

議案第50号、伊予郡松前町大字北川原70番地1、喜安眞造。

なお、参考資料19ページから23ページまでに本人の経歴等を記載しておりますので、別途御確認をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しま

した。

議案第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第47号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第50号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

~~~~~

日程第28 議案第51号 土地改良事業の施行について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第28、議案第51号土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第51号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、山田まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長(山田善仁) それでは、議案第51号について補足して御説明いたします。

議案書の139ページを御覧ください。

町営土地改良事業として北川原地区かんがい排水事業を予定しています。

本事業の受益地である北川原地区は、一級河川重信川の左岸側に広がる肥沃な水田地帯であり、米麦を中心とした営農が盛んに行われています。

しかしながら、当該地区の重要な農業用水の水源である重信川からの用水路が、経年的な劣化によりひび割れが生じているなど、農業用水の安定供給に支障を来すおそれがあるため用水路を改修するものであり、事業費は1,750万円を予定しています。

参考資料の25ページに事業箇所及び受益地を示していますので、御参照ください。

以上で議案第51号の補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第29 議案第52号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第30 議案第53号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第31 議案第54号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第32 議案第55号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第33 議案第56号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第34 議案第57号 令和5年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第29、議案第52号令和5年度松前町一般会計補正予算第3号、日程第30、議案第53号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第31、議案第54号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第32、議案第55号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第33、議案第56号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第1号及び日程第34、議案第57号令和5年度松前町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第52号から議案第57号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和5年度松前町一般会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ5億1,291万2,000円を追加し、総額を125億474万4,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事業について参考資料により説明いたします。

参考資料の26ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、町民の交流を促進しコミュニティ活動の活性化を図るため、地域のコミュニティ活動に必要な備品整備に対して助成を行います。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、高齢者福祉施設の防災・減災対策の強化を支援するため、高齢者福祉施設の改修工事に対して補助金を交付します。

エネルギー価格、食料品価格等の高騰により運営費が増加している福祉施設及び医療施設を支援するため応援金を給付するほか、家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、給付金を給付します。

また、子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、子どもを持ちたい若年の夫婦を支援し、若年出産世帯が購入する育児用品などの購入費用について補助を行うほか、奨学金を返還している若年出産世帯の出産後1年分の奨学金の返還に要する費用についても補助を行います。

このほか、不妊の悩みを持つ夫婦の妊娠前の検査費用や保険適用の不妊治療に併せて行われる先進医療に要する費用について新たに助成することにより、経済的負担を軽減し、先進医療の受診促進を図ります。

また、感染症対策の推進のため、新型コロナウイルスワクチンについて接種を週100回以上かつ4週以上実施した診療所や小児等への接種を実施した医療機関に対し補助金を交付し、接種の促進を図ります。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、GIGAスクール構想の推進を図るため、タブレット端末を活用した授業の支援アプリを導入します。また、松前幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に向けて必要な園舎の増築や改築工事の設計を行います。

スポーツの振興のため、町民が手軽に参加し、また中高年の健康増進にもつながる松前町オリジナルレクリエーションホッケーを創案し普及するため、けがのリスクを軽減できる柔らかなホッケースティックとボールを購入します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業の振興のため、認定農業者等が農地の集積による経営規模の拡大や経営改善に取り込むために必要となる農業用機械・施設の整備に必要な経費の一部を助成します。

農業生産基盤整備の推進のため、柵投水路の補修工事を土地改良事業として実施します。

また、農水産業と商工業の振興のため、燃油価格等の高騰の影響を受けている農業者、漁業者や中小企業者に対して応援金を給付することにより、事業運営への影響を緩和し、事業の継続を支援します。

このほか、観光・交流機能の創出では、松前町の魅力を広く知ってもらうため、来島海峡サービスエリアにおいて、珍味やはだか麦商品などの特産品の販売や町内のキッチンカーが出店するPRイベントを実施します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、上・下水道の整備のため、江川排水路の改修工事を行い、円滑な排水機能を確保し、生活環境の改善と浸水被害の軽減を図ります。

老朽化が進む橋りょうや舗装について、予防保全型の維持管理を行うことにより、トータルコストの軽減と長寿命化を図るため、橋りょうの点検や修繕工事、舗装の補修工事を実施するほか、通学児童の安全確保のための町道改修を行います。

また、いりこ加工工場の移転に向けて、移転先町有地にある建物の解体を行います。

このほか、庁舎前駐車場の利用者が出入りする際の安全性の向上を図るため、庁舎前駐車場の出入口等の改修を行います。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が4億3,681万1,000円の増、一般財源が7,610万1,000円の増となっております。

予算の議案書37ページをお開きください。

議案第53号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391万4,000円を追加し、総額を31億4,390万1,000円とするものです。

予算の議案書53ページをお開きください。

議案第54号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ573万5,000円を減額し、総額を5億1,085万6,000円とするものです。

予算の議案書65ページをお開きください。

議案第55号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ897万8,000円を追加し、総額を29億7,708万6,000円とするものです。

予算の議案書86ページをお開きください。

議案第56号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の収益的収入及び支出の予定額の支出の予定額を83万6,000円増額し、資本的収入及び支出の予定額の支出の予定額を139万7,000円減額するものです。

予算の議案書100ページをお開きください。

議案第57号令和5年度松前町下水道事業会計補正予算第1号は、既定の収益的収入及び支出の予定額の支出の予定額を34万5,000円減額し、資本的収入及び支出の予定額の支出の予定額を63万円増額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第52号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第53号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第54号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第54号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第55号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第56号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第56号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第57号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第57号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

### 日程第35 研修報告

○議長(加藤博徳) 日程第35、研修報告を行います。

議会運営委員会委員長田中周作議員。

田中周作議員。

○議会運営委員長(田中周作議員) 去る3月16日、議会運営委員会の視察研修を行いましたので、御報告いたします。

研修内容は、令和5年愛南町議会第1回定例会の傍聴です。

まず、今回の視察研修に至った経緯をお伝えいたします。

愛南町議会は、現在も本会議中心主義で議案審議しており、これを改めるため、委員会中心主義で議案の審査をしている本町議会の議会運営について調査・研究を実施したいと視察受入れ依頼がありました。

去る1月12日、本町議会の議会運営委員会は、愛南町議会議会活性化特別委員会視察研修を受入れし、本町議会の運営を認識していただくとともに、意見交換並びに情報交換を行い、愛南町議会議員との交流を深めることができました。

そこで、本町議会としても他町村の議案審議を見学することで本町議会として活性化に

つなげる発見があるのではないかと思ひ立ち、今後の議会活動の参考になればと、愛南町議会の本会議での審議を傍聴させていただきました。

はじめに、一般質問では、1人の議員より3つの項目についての質問と答弁の取り交わしを拝見し、1つの項目をさらに3つに分けてそれぞれ3回までの質問形式で論争されていました。

1つ目の質問、津波避難計画については、指定避難場所がある一定地域の人たちにとっては海岸線を移動するような命に関わる内容であることに早期の是正を求め、議員からは1年前に既に緊急性、危険性などの問題点を指摘しているにもかかわらず、いまだに執行部の回答が明確でないと住民目線で鋭く追及していたことが印象に残りました。

2つ目の質問、学校給食や病院等施設の地産地消率の現状については、過去5年間の地産地消率のデータの推移を基に、近隣市町のデータとも比較しながら、年々比率が下がる現状を地元農業の育成と反するのではないかと切り込んでいました。

しかし、執行部からは具体的な答弁はなかったのが少し残念でした。

3つ目の質問は割愛しますが、どの質問も事前のデータ収集やそのための情報公開請求など、綿密な準備のもとに行われていたことが特に印象に残りました。

次に、予算審議では、冒頭述べましたが、愛南町議会は委員会主義ではなく本会議主義で審議されており、本会議での議案上程時の質疑は委員会質疑と少々異なり、大枠や中心点などが主流で、委員会での内容の質疑とは違うので、興味を持って傍聴しました。

各議員、タブレットは机の上に置いていましたが、実際には紙ベースの予算資料を基に議案の内容や提案の理由などについて疑問点や不明確な点を質疑する形式で行われていました。

本町議会が行う予算決算常任委員会とは異なる雰囲気、直接町長など三役から回答を得ることができますが、ほとんど課長や課長補佐からの回答であり、期待が大きかった分、若干物足りなさを感じました。

加えて、同一の質疑に対して再質問が3回までしかできない規則があり、質疑の途中にもかかわらず論点を明確にすることなく質疑を打ち切りされ、少し違和感が残りました。

まとめとしまして、一般質問や予算審議を傍聴しましたが、全体的な印象として、町民の代表として町民の皆さんの考えや要求をより町政に反映するなど、議決機関である議会側と、町民の暮らしをよくするために事業計画を立て、必要な予算を組んで実際の町政運営を行う執行機関である町長をはじめとする執行部側とで、問題や課題を捉える視点がかみ合っていないように感じました。

研修を通じて、他の町議会の受け答えや取り交わしをリアルに体験することができ、本町議会としても、自分たちにとって取り入れたらいい部分であったり、現在行っていることによさ、また反省点なども発見できて大変参考になり、貴重な意義のある研修でござい

ました。

町の政策を最終的に決定することと、決定した政策を町が適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているか監視することが議会の役割であることを再認識して、改めて委員会審査でのメリットを生かした適正かつ円滑な議会運営を行いたいと思います。

議会改革に終わりではなく、一步一步着実に前へ推し進める所存でございます。

そして、議決機関と執行機関は町政を進めていく車の両輪であること、またそれぞれ独立した対等な立場でお互いの役割を十分尊重しながら町民生活の向上に努めてまいりたいと思います。

終わりに、快く、また丁重に視察研修をお受けいただきました愛南町議会に深く感謝を申し上げますとともに、今後の御発展をお祈りし、研修報告といたします。

令和5年6月13日、議会運営委員会委員長田中周作。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 議会運営委員長の研修報告を終わります。

続きまして、総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員の研修報告をお願いします。

村井慶太郎議員。

**○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員）** 総務産業建設常任委員会視察研修は、5月8日から5月10日の3日間、委員全員参加で北海道まつまえ町に観光イベントの研究について研修、視察に行かせていただきました。滞在期間は、四国と違い肌寒く感じましたが、晴天に恵まれすばらしい研修になりました。

まつまえ町とは平成2年より姉妹提携しており、交流の歴史を感じました。視察研修前に20を超える質問事項を送らせていただきましたところ、質問内容に対し懇切丁寧にお答えしていただき、大変勉強になりました。

例えば、さくらまつりにおいてはイベントを実施して町をアピールし、集客に努めるだけでなく町のアピールポイントを明確にしているところが大切だと思いました。

とか、一般社団法人北海道まつまえ観光物産協会を発足し、観光と物産組織の基盤強化を図る取組を進めながら、食と観光の相乗効果を発揮する取組を推進していることに興味を持ちました。

また、まつまえ町の松前さくらまつりは、ニシン漁などの衰退により町として新たな観光として取り組んだという歴史、桜スタンプラリーの実施により継続的な参加を促す取組など、イベントの参加前後に町に長く滞在していただけるような場所などがあるとよい、そういったことをまつまえ町議員と話していて、その必要性を感じました。

交流人口増に取り組む中、歴史と文化を大切にし後世へとつなげている。イベント、情報発信など観光振興に多大な資金援助を行っており、本町でも参考にしたいです。

今後、まつまえ町で御指導をしていただいたことを本町に取り入れて、松前町のためになればと考えています。

また、まつまえ町議会事務局長が空港まで3時間の道のりがあるにもかかわらずお出迎えしてくださり、また研修後の懇親会においても心のこもった気遣いをしていただき、なお帰りには心温まるお土産までいただき、大変恐縮しました。

最後になりますが、今後ますます両町の交流がより一層深まることを熱望いたします。まつまえ町の石山町長をはじめ伊藤議長、近江委員長ほか研修に参加してくださいました皆様、大変お世話になりました。今後、北海道まつまえ町と四国松前町との交流を大切に守っていきたいと思います。

まつまえ町の皆様に感謝を申し上げ、研修報告といたします。

○議長（加藤博徳） 総務産業建設常任委員長の研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎



6月19日（第2号）

令和5年松前町議会第2回定例会会議録

令和5年6月19日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部博憲 |
| 出納局長          | 仙波晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田民章 |
| 総務課長          | 友田秀樹 |
| 財政課長          | 田中志延 |
| 税務課長          | 塩梅敬介 |
| 危機管理課長        | 金子裕之 |
| 町民課長          | 渡辺司  |

|         |       |
|---------|-------|
| 福祉課長    | 平村展章  |
| 保険課長    | 柏原正   |
| 子育て支援課長 | 大西雅弘  |
| 健康課長    | 佐藤真一  |
| まちづくり課長 | 山田善仁  |
| 産業課長    | 田中俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 楠田匡志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本敏子 |

令和5年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.2

令和5年6月19日（月）

午前9時30分

開議

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（提出順位）

○議長（加藤博徳） 本日の議場は、新型コロナウイルス感染症対策以前の状態に戻させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので御報告します。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番伊賀上明治議員、2番西村元一議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。

それでは私の一般質問を始めたいと思います。マスクを外させて申し上げたいと思います。失礼いたします。

今日のテーマは2つの課題でございます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症の収束後の社会についてということで、このウイルスは2類から5類へ感染症法上の位置づけも変更されまして、私たちの暮らしへの影響と、その後の町行政の対応についてお伺いしたいと思います。

日本における新型コロナウイルス感染症の拡大によって、個人、産業、社会への影響はかなり大きく、暮らしそのものもさま変わりしたのも少なくないようです。約3年半にわたり、3密を回避し、感染リスクを下げる目的から、マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底し、不要不急の外出やイベント開催の自粛も呼びかけられ、一時は景気の落ち込み、コミュニティの崩壊、感染者への偏見など人権問題にも発展するような社会不安が暮らし全般に影響をもたらしていました。

そのため、国は、個人消費の落ち込みによる不景気、関連する業界や個人への支援をこれまでになく規模で行い、生活支援や事業支援など給付金という直接的な支援を行ってき

ました。また、段階的なワクチン接種では、高齢者や既往者などリスクのある人、エッセンシャルワーカーなどを優先的に行い、さらに、テレワークの導入やオンライン教育の実施などデジタル技術で補填しながら、社会経済活動を維持するためにいろいろな方策も試され、DX推進も加速されました。その間、感染の波に8回も翻弄されながら、ウイズコロナの政策転換、ワクチン接種の回数も増え、以前に比べ全般的にその対応にも慣れ、いよいよ収束への道が少しずつ見えてきた感もいたします。

国も、5月8日から感染症法上の分類を2類から5類へと変更しました。また、マスクの着用も個人の考えに委ねられるようになりました。では、このように変化してきた私たちの暮らしや社会に対して、町行政として今後どのように対応していく考えなのでしょうか。例えば、この3年半の経験を通して、これを町内部で総括し、今後、また起こるかもしれない感染拡大についてスムーズに対応できるような体制づくりを考えておられるのでしょうか。具体的には、ワクチン接種体制、国・県からの支援金の給付体制やオンライン会議化、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着できるような体制など、今後の町の考えをお聞かせください。

1つ目の質問です。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

**○総務部長（大川康久）** それでは、新型コロナウイルス感染症の収束後の社会についてお答えします。

新型コロナウイルスの感染は、令和2年の1月に国内で初めて感染者が確認されてから、同年3月には愛媛県、同年4月には松前町においても感染者が確認されました。その後、約3年間の間、8回にわたり大きな感染の波に襲われてきましたが、令和5年5月8日に感染法上の分類が2類から5類に引き下げられ、ようやく落ち着きを見せ始めたところです。

この新型コロナウイルスの感染拡大は社会に大きな影響を及ぼし、感染拡大が起こる前と比較して社会全体が大きく変わろうとしていると認識しています。コロナ禍においては、基本的な感染対策として、マスクの着用、手洗い、人との間隔を取ることが推奨されるとともに、地域間の移動の制限や3密の回避を徹底するよう呼びかけられました。これにより、日常生活においては、買物では通販の利用や電子決済の利用、外食では持ち帰りやデリバリーの推奨、娯楽ではオンラインでのコンサート開催などが行われるようになり、仕事の場においてはテレワークや時差出勤、オンライン会議が活用されるなど、生活の在り方や仕事の在り方において新しいスタイルが広がり、定着してきました。その新しいスタイルにおいては、特にデジタル技術の活用が広く浸透しています。

令和4年の当初に発表された民間の信用調査会社が行った調査の結果では、2021年に首

都圏から本社または本社機能を地方に移転した企業が351社に上り、データが残っている1990年以来最も多く、地方から首都圏へ移転する328社を23社上回る転出超過の状態となっていると発表されました。

人の密集した首都圏では、行動や経済活動において厳しい制限がかかり、業績が不振に陥ったこととあわせ、テレワークにより仕事をする場所を選ぶ必要がなくなったことから、高額な賃料を支払ってまで首都圏にオフィスを構える必要がなく、地方の安い土地にオフィスを構えるとともに、地域の特産品など地方の魅力を活用した企業ブランドのイメージの向上など、地方移転のメリットが大きくなってきたからだと言われています。このような社会の変化は、今後、コロナが収束した後も続いていくものと考えられます。

このため、町では、コロナ禍でデジタル技術の活用が一気に加速していることを踏まえ、行政手続などのオンライン化により住民が必要なサービスを円滑に利用できる環境づくりに向け、行政のDXの推進に取り組むこととし、令和4年度にDX推進係を設置し、現在、研究を進めています。

また、テレワークの拡大、定着に伴い、日本全国の自治体でテレワーク環境の整備を進め、地方移住の促進を図っています。例えば本県の南予地域では、県と協力して南予地域ワーケーション誘致推進協議会を設立し、特色あるコワーキングスペースに豊かな自然や癒やし体験プログラムを組み合わせたワーケーションプランの作成を行い、地域が一丸となってワーケーション受入態勢の構築に取り組んでいます。

テレワークには、仕事を行う場所の違いなどにより、在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク、ワーケーションなど様々な形態がありますが、松前町においては、県都松山市に隣接し、住みやすく、空港や高速のインターが近いという立地のよさを生かし、町内の空き店舗などを活用してテレワーク用のレンタルオフィスを整備し、サテライトオフィスやコワーキングスペースとして民間事業者や個人に貸し出すことで企業誘致や移住を促進することを検討していきたいと考えています。

アフターコロナの自治体運営については、全てを一度に変えていくことはできませんが、変わり行く社会の中で、人口減少対策、DXの推進など緊急度が高いと考えられる課題について優先して対応していきたいと考えています。

なお、議員御質問の今後の感染拡大にスムーズに対応できる体制については、新型コロナウイルスの再感染があった場合には、これまでと同様に対応することとしており、また、新たな感染症の感染拡大があった場合には、臨機応変に対応したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今、アフターコロナに向けて、これからの社会ということで、いろいろな施策あるいはお考えをお聞きすることができました。その中で、県都松山に近

いという利便性を利用して、いろんな小さな会社も、首都圏にあった会社も、リモートとか、そういったところで空き店舗などを利用して、そういったところを、また松前町で活動していただけるような方策も考えているようなことをおっしゃっていただきましたけれども、以前にも空き店舗とか空家とか、そういったところを利用してということで、いろいろなことをお聞きするんですけども、なかなかそこには法律の壁があったりとか、いろいろな条件の壁があったりと思いますので、やはり、今の間に、そういったところが非常に利用しやすくなるような利便性というところを重視した、壁をなるべく取っ払ってスムーズな、そういったことができるようなものへと移行するような努力を重ねていただけたらなあと思います。

今、ちょっと心配なところでは、若干ですけども、首都圏あるいは沖縄とか各地方のところで、少し、また拡大の数字が出てきつつあります。そういった中で私たちは、今は定点数字って言って、毎週毎週、感染人の人数とかは把握できるような放送はないようになっておりますので、1週間ごとの、そういった数字を見ながら、どういう感じになっているのかなというふうに捉えているところではあるんですが、少しそういった懸念とか、あるいはまたインフルエンザとか、そういったほかの感染症の伸びなどもありますので、決して完全に緩んでしまっただけとはいかないのかなと思いつつも、やはり、こういった時代の流れというか、少しいろんなことができるようになって、生活そのものもみんな大変喜んで、それぞれのところで頑張っておられると思います。

私の懸念しておりますところは、先ほど最後に言われたように、また感染拡大というようなことが起こったり、あるいはコロナでなくても、そういうほかの感染症が起こったときでも、こういったいろいろな経験を踏まえて、慌てふためかずにスムーズな町民への行政サービスがきちりとできるような体制づくりに進んでいっていただきたいなと思います。

その一つの効用として、DX推進という面においては非常に進んだと思いますが、今後の一つの町の行政の総括として、しっかりとここをきちりと総括していただいて、次に向かって進んでいただけたらなと思います。これに対しては、私のほうからは終わりにしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

2番目は、地域の暮らしを支え合う活動についてということで、お年寄りや子育て奮闘中の方々にとって、地域に暮らしをサポートしてくれるサークルがあると便利で安心だと思えます。これらの活動に対して、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

少子・高齢化の波は地域の暮らしにも大きく及んでいます。特にコロナ禍以降、困りごとを抱え、誰にも相談できず、一人悩んでいる方も多くなってきました。そんな状況下でも、地域の住民同士で助け合い、支え合うことができれば暮らしやすくなり、地域も元気

になるのではと、町内で支え合いサークルというものを立ち上げた例がありますので、紹介したいと思います。

サークル会員は、地域在住者なら誰でも申し込めて入会できます。会費は無料です。サークル活動として、サークル事務局を通じて、暮らしの中で困っている人を助ける人が可能な時間の範囲で応援します。ボランティアが基本で、部品代など実費は必要です。主な実践例としては、包丁研ぎや火災報知機の設置、庭木の伐採、家の整理やごみの分別などがあり、件数も増えつつあります。限られた人員の中、内容によっては相談窓口や専門家への紹介も必要です。

ただ、サークルは、今後の活動の問題として、通学路、生活道路のグレーチング幅を調整するような町民の安全面に関わるようなことや買物・通院の送迎をする場合、事故のための保険の加入などを掲げており、公的サービスとの兼ね合いなど町の方針と歩調を合わせて進めていきたいとの意向ですが、どうこの問題をクリアしていったらいいのか、大きなハードルとなっているようです。

今後、町内により多く、そういう活動のできるサークルが増えることを期待しておりますが、より幅広く住民のニーズに寄り添った支え合いができるサークルとして育ててほしいと思っております。そのためにも、町から何らかの協力や支援があると、そういったハードルも乗り越えていくことができるのではないかと考えております。町のお考えをお聞かせください。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

**○保健福祉部長（早瀬晴美）** 地域の暮らしを支え合う活動に対する支援についてお答えします。

高齢者が自分らしく生き生きと地域の中で暮らせるまちづくりを目指すため、町では第9期介護保険事業計画の策定に当たり、本年1月、町内の65歳以上の高齢者1,000人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。この調査の中で、生活に関する困りごとがあると回答した人は16.2%で、約6人に1人の割合で生活に関する困りごとがあることが分かりました。困りごとの具体的な内容は、庭木の剪定、草引きが26.0%と最も多く、次いで、電球の交換が16.6%、買い物が10.8%、ごみ出し8.3%、調理・掃除6.9%の順で多い結果でした。

また、高齢者の困りごとを解決する地域での助け合い活動があれば協力したいと思いますかとの問いに、はいと回答した人は51.2%で、高齢者が地域の助け合い活動の協力者となることに高い関心があることが分かりました。

この結果を踏まえ、町では、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一層の強化が必要と考えており、特に生活支援においては、家庭や近隣住民、町内会、ボランティア団体による助け合い、互助など、今後、住民組織が大きな役割を担うと判断しています。町内でも、既に議員御紹介の行政区単位の支え合いサークル1団体が活動を実施しているほか、ボランティア団体1団体が町内全域を対象に、独居高齢者や高齢者世帯等のごみ出しや買い物支援活動を実施していることを把握しています。

町では、今後、この2団体と活動の継続・拡充に向けた課題について協議して支援策を検討するとともに、住民組織が中心となる互助活動を他の地域にも広げていくため、組織の発足や活動を支援するための補助制度について検討します。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 町としても非常に前向きにそういった活動、そして、その手前になるアンケート等をとって、実際にお年寄りの方や、特にそういった困りごとを持っての方がどういった割合で、どういったことに対して困りごとを持っておられる方が多いのかということをしかりとリサーチされて、そして、その中で的確なサービスを展開していこうという、その姿勢は非常に私も共感いたしますので、ぜひこれを実際に進めているところの分も参考にもしていただき、また、そういったところで困っているところ、特に、先ほど私が申し上げましたような車関係なんかで特に買い物とか、そういったことに連れて行ってあげたい気持ちはあるんだけど、何かそこで事故が起きたりとか、そういったことがあったときのことがありますので、保険の問題とか、そういったときに町として、あるいは組織として何かバックアップできるような、そういったものがあれば、非常に安心してそういった活動もできるのではないかという声もいただいております。それで、その辺の進め方ということで、これからも前向きに進めていただけたらというふうに考えております。

今、私のほうでちょっと調べましたところで、今年の1月から5月ぐらいまでの間なんですけども、既に38件ぐらいのいろんな、今、調査で出されたような内容のことをお手伝いして、その事務局というか、中心になっている方が中心に、それに対応されているようなんですけれども、もう少し幅が広がって各地にそういった活動ができるようになると、もっとスタッフが増えて、あまりその方々の負担が、支える人の側のほうが負担があまりきつくなると、組織そのものがしんどくなってしまうというところがあるので、その辺、うまくバランスっていうんですか、その辺をしっかりと町としても見ながら、その包括ケアサービスのほうとも連携しながらやっていただけたら、さらに有機的な活動ができるのではないかというふうに私は期待をいたしております。

まだ活動母体になっているところは町内では少ないと思うんですが、これが少しずつ増えて、いろんなところでこういうことができるということで、例えば、ひとつ私が思うん

ですが、何かやっているところの窓口の中で、任意団体のところが困りごととか、そういうのがあったときに、すぐに、そういう場合はこうです、そういった場合はこうですということで、一つの流れというか、こういったことにはこの窓口、こういったことというように素人がやっていますので、いろんなところでハードルがあったときに、どうしよう、どうしようになるので、そこらあたりのもう少し整理というか、そこらのアドバイスが町としてやっていただけたらいいなあとと思うんですけど、そのあたりの、例えば、これについてはこういう窓口、これについてはこういうことがありますよっていう指導というか、教えていただけるようなことっていうのは、今後、そこあたりはどうなのかなと。そこだけが私も心配しているところではあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 今、藤岡議員から御指摘のありました点についてお答えいたします。

町といたしましても、地域内に支え合い活動をしていただくサークル等が発足されるというのは非常に心強い次第でございます。この発足したサークル活動を継続していくためには、やはり、様々な課題に対応していく必要があろうかと思えます。また、その課題は地域によっても様々であると思えます。その多様な課題に、どこに相談に行けばいいのかというところはごもつともだと思えます。

町といたしましては、そうした複雑多岐にわたる課題に対応していくために、まずは窓口を一本化、例えば福祉課に相談に来ていただいて、課題の内容のお話をお伺いする中で関係課のほうに取りつないでいくとか、関係課と情報共有をして、その課題解決を図っていく、こういったような方法を今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 住民といたしましても、ワンストップで相談できる窓口があると非常に助かりますので、そういった方向性で、ぜひ皆さんにとって、いい支え合いグループが育っていくことを私は期待いたしております。

以上で私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

7番住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 7番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問形式は全て一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、2件の質問のうち、最初の質問をいたします。

初めに、北黒田臨海部の道路整備についてということで、北黒田臨海部の道路を整備す

ることにより、民間活力による企業進出に期待ができるのではと考えますが、当町の考えをお聞きします。

令和3年3月議会一般質問で、北黒田臨海部の土地の有効利用について質問しました。このときには、農地区分が甲種農地であり、農地転用が限られた利用目的でないと認められないとの答弁がありました。現在も、この地域の農地が守られ、残っているのはこのためだと理解はできますが、耕作者が高齢になり、耕作放棄地も目立つようになった現在、町としても何か対策を考えていただきたく私から提案したいと思います。

以前、この地域では、愛媛県が松山自動車道の伊予インターチェンジから伊予市、松前町、松山市の松山空港への道路計画、伊予・松山港連絡道路の計画があり、当時の議員全員協議会でも道路計画の説明があったと聞いております。この道路計画は自動車専用道路で、側道を設け、沿道の土地利用にも期待が持てる道路計画であったと考えます。そして、地権者の中には、土地利用が有効に図れると期待していたと聞きます。

愛媛県の道路計画が凍結した現在、将来の松前町発展のために、町道西155号線から町道西15号線まで、つまり、月心会館新川さんから伊藤忠エネクスホームライフ四国さんの間の道路整備計画を提案したいと思います。

令和2年7月に策定した松前町市街化調整区域の地区計画運用方針では、幹線道路沿線型による地区計画を作成することで、この地域の土地利用が有効に図れるのではないのでしょうか。隣接する伊予市臨海部については市街化区域であり、一部伊予市が企業団地の整備は実施しておりますが、そのほかは民間による開発が進み、農地も少なくなっております。

町では、現在、南黒田地区の工業団地の整備を進めていますが、以前の答弁でもありましたように、南黒田工業団地についてはこのまま進めていただき、この北黒田地区については、道路整備を進めることによって民間活力による企業進出に期待ができるものと考えますが、当町の考えをお聞きいたします。

以上、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 北黒田臨海部の道路整備についてお答えします。

北黒田臨海部は、令和3年3月定例会でお答えしたとおり、市街化調整区域に位置し、農地法で区分される甲種農地であり、農地以外の土地利用が厳しく制限され、農地転用が原則できない地域であることは今も変わりません。

令和2年7月に策定した松前町市街化調整区域の地区計画運用方針は、市街化を抑制する区域としての性格を変えない範囲内で、優良な農地の保全及び災害防止や自然環境の保全などとの調和を図りつつ、地域の特性にふさわしい土地利用を誘導するものとしてお

り、農地転用が許可されないと見込まれる区域では、地区計画を定めることができません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、北黒田臨海部は農業就業者の高齢化が進み、作付していない農地や管理がなされていない農地が目立つようになっていることも認識しています。また、本町の農業振興地域整備計画においても、北黒田臨海部の農用地については、今後の開発が見込まれる区域とされており、このまま農用地として現状を維持していくことが最良であるとは考えていません。また、当該地域は市街化区域の工業地域に隣接しているため、既存工業敷地隣接型の地区計画を策定することで企業進出が期待できると考えます。

議員御提案の町道西155号線から町道西15号線までの道路整備は、これにより当該地域に広がる農地が道路により分断されるため、農地区分が甲種農地から2種農地に変更される可能性があり、農地転用が原則できない地域ではなくなるのが想定されることから、土地の有効利用に向けた有効な方策と考えられます。

しかしながら、当該地域は津波浸水被害想定区域であるため、どのような土地利用をする場合においても北黒田海岸の堤防整備を完成させる必要があり、今後の堤防整備状況を踏まえ、道路整備や土地利用の検討を行いたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 御回答いただき、ありがとうございます。

今、おっしゃるように、堤防の整備もこれから始まるころ、また、法律の縛りも相変わらずありまして、なかなか右から左という話ではないのは十分に分かっております。

西古泉筒井線などももう完成して、当町の道路整備なども、ほぼほぼ一段落してるような感じになりますので、僕は、北黒田の西の農地については待ったなしの状況だと思っております。引き続き前向きな検討をしていただけたらと思います。

次に、2件目の質問に移らせていただきます。

地域経済の活性化についてということで、町道と県道の相互交換による地域経済活性化の環境づくりのお考えについてお尋ねします。

当町の地域経済活性化の対策の一つとして、町道と県道の相互交換により沿道サービスを可能にし、民間活力の導入による地域経済の活性化に取り組む考えはないか、お聞きいたします。具体的には、役場前の一般県道八倉松前線の国道56号から旧愛媛信用金庫までの区間を町道筒井徳丸線と相互交換することにより、筒井徳丸線の沿線に商業施設などの進出が可能になり、周辺がより活性化していくという計画であります。

紹介する各市町の交換理由は、沿道サービスのみが目的ではありませんが、町道や市道の県道との相互交換の事例としては、三重県の明和町、栃木県那珂川町、三重県鈴鹿市、

栃木県宇都宮市、栃木県下野市などの事例も見られます。当町でも、このような事例に倣って地域経済の活性化に取り組む考えはないか、お聞きします。

以上、2つ目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 地域経済の活性化についてお答えします。

町道筒井徳丸線は、南からの空港へのアクセス道路として交通量も多いため、沿線の活性化を期待するところですが、沿線の大半が市街化調整区域であり、県が定める開発許可の基準では、道路の円滑な交通を確保するために設けられる運転手のための休憩所、ドライブインなどの、いわゆる沿道サービス施設の建築に関する開発行為が認められていません。

このため、本町では、以前から町道筒井徳丸線沿線に沿道サービス施設の立地を促進したいという思いがあり、県に対し、沿道サービス施設の建築に関する開発行為を国道・県道沿線に限定している立地基準を、道路の規模に即した立地基準に変更するよう要望してきましたが、現在のところ、基準の変更には至っていません。

議員から御提案のあった国道56号以西の一般県道八倉松前線と町道筒井徳丸線との相互移管ができれば、現在の町道筒井徳丸線が県道となり、その沿道にサービス施設の立地も可能になり、地域経済の活性化につながると考えられます。

しかしながら、県道と町道の相互移管については県内で事例がなく、難しい案件であるので、その実現に向けて研究するとともに、引き続き町道筒井徳丸線沿線の活性化について検討したいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 役場前の沿線は、もともと市街化区域であります。この道路の沿線は、必要に応じて開発を進めていくことが考えられますが、筒井徳丸線につきましては、今6月議会の予算でも、道路舗装の補修のこととか、当町の負担も4,600万円ぐらい出ておりました。

また、本来、筒井徳丸線は、名称のとおり、徳丸に向かってできるというような期待といたしますか、予定もあったのかなと思いますので、県道に移管することによって、そのような話も前向きに進むんじゃないかと思ひまして、この質問をさせていただきました。

引き続き研究していただけるということで、私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員の一般質問を終わります。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 14番伊賀上です。ただいまから一般質問を行いたいと思います。

質問する前に一言。私は議員になって24年がたちます。私のモットーとといいますか、私が議員になった最初からの思いは、理事者に対して是々非々で対応するという心を心に決めております。理事者と議会とは車の両輪と言われますが、私はその一役として議員として是々非々を貫いてまいりたいと思いますし、今回の一般質問も、そのつもりで一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、入札制度の再確認と不祥事防止対策について、なぜ松前町はいまだに予定価格を事前公表しないのか。

昨年11月、上島町が入札妨害事件を受けて入札方法を変更したのは御存じのことと思います。上島町では、不祥事の再発防止のため、予定価格の入札前公開など入札方法を変更されたと聞きます。県下20市町の中で、現在、工事契約に関し、予定価格の事前公表を行っていないのは松前町だけとなっております。

以前、事前公表をしないことについて理事者より説明を受けましたが、改めて、実際に他の市町の不祥事のニュースを耳にすると、公表しないメリットとデメリットのバランスに対する質問が出ておりますので、再度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、入札制度の再確認と不祥事防止対策などについてお答えさせていただきます。

本町では、令和3年12月議会及び令和4年12月議会で西村議員から同様の質問を受けて答弁したように、令和元年に本町で発生しました官製談合事件を受け、大学教授からも意見をいただき、検討を重ねた結果、事前公表によるデメリットのほうが大きいと判断し、事後公表を継続することとしました。

国の発注関係事務の運用に関する指針に基づき、現時点においても同様に考えるため、入札予定価格の事前公表は考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） メリット、デメリットそれぞれあると思います。残りの19市町はなぜ事前公表しているのでしょうか。松前町だけが事前公表しないというのは、何か入札のやり方が違うのか、それとも町長の考えでこうなっているのか、ぜひ町長にお伺いしたいと思います。町長はどのようなお考えで、20市町の中で松前町だけがこういうふうな関係が残っている、これをどういうふうに町長として捉えておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 入札制度の予定価格を事前公表するか、事後公表にするかということと、それから、いわゆる不正行為をして入札を妨害する、そういう職員の不正行為というものは別の問題であります。

私は、入札制度としてどれがベストかということ考えた結果、国からも事後公表が適切であるという通達も出ておりますし、入札制度そのものの、どちらのほう正しいのかということをして大学の先生たちにもお伺いをし、デメリット、メリットを検討した結果、入札制度としては、事前公表よりも事後公表のほうが適切であるというふうな判断の下に事前公表を今行っていないという状況であります。

不正が起こるといえるのは、確かに事前公表しておれば、予定価格が分かっているわけですから、予定価格を漏らすという行為は行われぬ。そのことに飛びついて事前公表にしてるわけですがけれども、それは入札制度がどうあるべきかということと不正というものを一緒に考えておるわけでありまして、入札制度がどうあるべきかということを考えるにおいては、ちょっと本末転倒の議論ではないかというふうに私自身考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） もう一遍、町長にお伺いします。

今の答弁を聞きよりましたら、ベストではないけどというお話だったと思うんですが、あとの19市町の考え方と松前町の町長の考え方とは、なぜそういう乖離があるんだろうかなど、私は不思議でなりません。町長が言われるのは分かります。だけど、県下で大多数がそういうふうになっているということ考えたときに、町長だけがそういうふうな考えでよろしいんでしょうかね。それはもう断言して、私は、こうしなさい、ああしなさい言いません、町長の考えでできるんですから。だから、町長は、今後もそういう方針を変えないということで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 結論を申し上げますと、私が町長でおる間は変える気はありません。

先ほど言いましたように、入札制度がどれが正しいベストのやり方なのかということで今の制度を維持しています。で、不祥事が起こるのは人間の問題なので、別の方法で、そういう不祥事が起こらないように努力をするのが我々の務めであって、不祥事が起こらないようにするために、本来こうあるべきなものを違うことにするというのは、私の考えでは、ちょっと採りたくないなあというふうに思っているところです。

ですから、不祥事が起こらないような対策は、入札制度を変えるのではなくて、別の方法で、職員の倫理をきちっと確立していくとか、そういう方法でやるべきであって、本来

こうあるべき入札を、不祥事をなくするために違うようにするというのは、やっぱり、本末転倒じゃないかと信じて確信しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 端的にもう一点だけ。ベストじゃないけどベターなんですか。ベターでなくしてベストなんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私はベストじゃないと言っておりません。入札制度においては、事後公表がベストであると思っています。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 分かりました。最後の質問で、それに関連した質問もしたいと思うので、この質問については以上で終わります。

次に、電子入札の導入状況はどうなっているのかということで、3月定例会の予算決算常任委員会で、ある議員が電子入札について質問したところ、松前町では、電子入札の導入について準備をして、可能な限り早急に実施したいとの答弁がありましたが、現在の状況はどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、電子入札の導入状況についてお答えいたします。

電子入札は、従来の紙による入札情報の入手や入開札までの一連の行為を、手元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより入札手続に係る移動時間及びコストが縮減され、入札参加者の利便性の向上が実現されます。

本町の電子入札については、これまでに愛媛県及び20市町が参加するえひめ電子入札共同システムの運営のための協定を令和3年10月に締結し、令和4年3月に町内業者へ導入に伴う説明会を行いました。

電子入札の実施に当たっては、関連する規則や要綱、要領、運用基準などの整備の必要がありますが、これらの作業が進められず、現段階では、電子入札の実施に至ってはいません。大変申し訳ございません。

今後、早急にこれらの整備作業を進め、今年度中の電子入札の実施を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 今日は永井会計課技監が出席していないので、仙波出納局長にお願いしておきます。

なるべく早く、きちんとした電子入札ができるように担当技監として邁進していただきたいという伝言をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続けて構いません。

○議長（加藤博徳） どうぞ。

○14番（伊賀上明治議員） 続けて、予定価格を事前に公表しないのは、不祥事対策はできていると考えていいのか。

不祥事防止に対する対策は万全と考えてよいのか。以前、松前町で不祥事が発生した際、町長はどのような指導をされたのか、また、その指導による効果はあったのか。

町長は、広報まさきにおいて、「職員の不祥事に関する報告とお詫び」の中で、町役場の状況を「いい加減かげんすぎる職場の体質」と、かなり厳しい表現をされていたと思いますが、現在、職場環境はどのように見ておられるのだろうか。それと、町職員に対しては、業者との関係について細かく指導しておられるようだが、町長自身は業者との関係について、どのように律しておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まず、不祥事防止に対する対策は万全と考えてよいのかについてお答えをいたします。

不祥事防止に対する対策に万全というものはなく、どのような対策を取っても、それを守り、運用していくのが人である以上、職員一人ひとりの高い倫理観を保持し続けることが必要であり、一步一步、公平公正な事務事業の執行を確実に積み上げていくことが一番の対策であると考えています。

次に、不祥事が発生した際にどのような指導をしたのか。また、その指導による効果があったのかについてお答えいたします。

事件発生後、再発防止の観点から、できる限りの手だてを講じてきました。

まず、職員が逮捕された翌日に副町長から綱紀粛正の訓示を行い、令和2年2月には全職員を対象とした公務員倫理研修を実施しました。その後、同年12月には、同研修の未受講者及び会計年度任用職員を対象として研修を実施しています。また、倫理上行ってはない行為を具体的に定めることにより、さらなる公務員倫理の徹底を図るため、松前町職員倫理条例を制定するとともに、公共工事等発注担当者の倫理の保持を図るため、松前町公共工事等発注担当者倫理規程を制定いたしました。これらの取組により、職員個人の倫理観の向上はもちろんのこと、組織全体としてコンプライアンス意識の向上にもつながったものと考えています。

今後も、研修などを通じて職員への意識啓発を継続して行っていますが、職員個人の倫理意識に委ねるだけでなく、組織としても対応していくための仕組みや制度についての

研究を継続し、引き続き町政の健全化に努めてまいります。

続いて、現在の職場環境をどのように考えているかについてお答えします。

私が事件後に表現した職場環境につきましては、職員が勤務時間中に業者の事務所に行って、ゲームをしたり、漫画を読んだりして過ごしているというような状況があったことを捉えて厳しく表現したものでありますが、現在の役場の職場環境は、先ほど述べた対策などにより、事件発生前に比べると随分改善していると感じています。

前回の不祥事の背景となった入札執行に関しては、入札及び契約事務を担当している契約係を出納局へ移管したことにより情報管理の徹底が図られ、適切な入札執行が行えています。また、不祥事発生後、業務分担の在り方やチェック体制を見直すとともに、職員がお互いにコミュニケーションを図り、円滑な意思疎通を深めることにより風通しのよい職場環境の維持、改善が図られていると感じています。

最後に、町長自身は業者との関係について、どのように律しているのかについてお答えします。

私自身が業者との関わり方で気をつけていることは、利害関係を有する業者と必要以上に親しい関係にならないということです。町長という職業柄、催事や懇親会など多くの場面で業者の方々との接点があります。しかしながら、必要以上に親しい関係にならないように、自分自身の行動や言動に日頃から気をつけているところであります。

今後も、町民の皆様の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎み、公正公平な町政を推進してまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長の主導の下、今、職場はよくなっているというふうな御回答をいただきまして安心しております。ということは、もういいかげん過ぎる職場という言葉は、もう要りませんね、町長。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） これにつきましては、土木技術の職員に、松前町と背中にロゴを入れた制服を用意し、松前町を背負った制服を着て庁外に出ていただくというような体制も取りましたので、そういったようなことは、今、一切起こっていないというふうに確信して信じております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 安心しましたので、一安心はしたんですけど、先ほど町長から職員の倫理観とか、町長自身は、業者との関係で必要以上の関係は持たないと、町民の皆さんに疑念を持たれないような行動をしますというお言葉をいただいたんで、一安心

はしておるんですが、ここでちょっと確認をしたいんですが、町長、内ポケットに手帳を入れてないですか、予定表。

(町長岡本靖「予定表は入れてないです」の声あり)

そうですか。ちょっと私も聞いたことなんですが、今年の2月のある土曜日に、町長は、道後の某ホテルで業者と食事会を開いているということを聞きましたが、それは事実でしょうか。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 今、そのように言われても、何日かのことも分かりませんが、道後のホテルで飲食をしたというのは、2月であれば1回ありますけれども、それは業者の方も、もちろんおいでたんですけれども、ある方のお招きで業者の方も来ている席に出向いて様々な意見交換をさせていただいたということではございました。

しかし、議員がおっしゃるような疑惑を招くような会合ではございませんし、一点のやましいことはございません、その会におきましては。

以上でございます。

○議長(加藤博徳) 伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) 先ほど町長は、例えば区長会とか、いろんな町長として出向かないかん会合には、当然、町長として出るんが当たり前なんですよ。それをどうのこうの言うことはないんです。ただ、町民の皆さんに疑念を持たれないような行動をしますという発言があった以上、私もそれを聞かないかん。議員として是々非々ですから、聞く義務があるんです。

2月のある土曜日、限定しましょう、土曜日に道後の某ホテルで、業者を入れた4人で会食をしとります。これが疑念を持たれない会合ですか。脇が甘いでは済みませんよ。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議員がどういう情報を仕入れられとるのかは知りませんが、その会は4人ではありませんで、10人ぐらいおったと思います。

もう一つ言いますと、私は、町長という立場で公務をやってますけれども、政治家という面もあります。ですから、政治家としての関係業者の方々とのお付き合いというのはあるわけでありまして。異業種の交流とかと、業者が主催をしている会にお招きをさせていただいた場合は、そこへ出向いて行って様々な御意見をいただくという活動は政治家としてしております。それはしないと、業者がおるから行かないというようなことは絶対しておりません。ただ、そういう会には行くけれども、業者と対対で会うとか、業者と2人だけで会うとか、それは絶対したらいかんことですので、そういうことはしてないです。

だから、業者さんが集まる会がつくってあって、その中に町長も出てきてくれんかというお話がある場合、たくさんの業者さんがおる中の来賓として行くことは数多くあります

し、それを制限するのは、ちょっと言われたら、政治家活動として縮小することになりますので、そこまではする必要はないと思っております。

ただ、そこへ出向いていっての自分の行動ということが問われるわけでありまして、きちんと飲食代は払っておりますし、そういう形でのお付き合いというのは今後も政治家としてはしていかざるを得ない。それによって町政ができるという面もあるわけですから、それは必要だと思っております。その中での付き合い方が、人に後ろ指を指されないような付き合い方をしていくというのを自分に課しているというわけでありまして、今の情報、4人というのは全く事実ではありません。そんな会をした覚えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 4人でやられたか、十何人でやられたかは知りません。行ったのは、同じタクシーで業者と一緒に رفتるのは間違いございません。町長、そういうことをしたら、本当、アウトですよ。業者と一緒にタクシーで、タクシーの名前も言いましょうか。よく反省してくださいよ、これアウトになりますよ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 一緒にタクシーで行ったかどうかあまり記憶がないですけども、業者さんが同じところへ行くわけですから、松前町から道後に行くわけですから、一緒に行こうかと言うたら、割り勘払ってでも行きますが。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 上手に逃げますね。なぜ私がこんなことを議場この場で、言わないかんか、本当に情けないんですよ。いうのは、町長、副町長お二人は、設計単価を全部知っとるんですよ。この中で知っとるのは2人だけですよ。その人間が業者と一緒に某ホテルで食事をするということは、何人おろうが慎まないかん。町民に疑念を持たれないようにするのが町長の仕事でしょ。これ疑念を持たれますよ。これ8月の広報に出るんですよ。そういうことを、なんで選挙の年の2月にこんなことをするんですか。町長、脇が甘いだけじゃ済みませんよ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町長と副町長が設計単価を知っているというふうにおっしゃられましたが、知っております。設計書は決裁で回ってきますから、知っております。ただし、平成元年の不祥事があった際に、予定価格そのものは、もっと少ない人しか見えないようにしようということで、設計額に一定の調整率を掛けて、ランダムな調整率をコンピューターで出して、その率を掛けたものを予定価格にするようなやり方を今やっております。それは議員さんにも、そのときには説明をしております。

その一定の調整率を掛けて出てくる予定価格は、私も、副町長も知りません。一人か二人しか今知らない状態で、予定価格は基本的には漏れないようなシステムにしておりますので、私たちが予定価格は知らないということを承知しといていただきたらと思います。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 副町長、今、町長がちょっとおかしいことを言うたんやけど、あなたの立場として本当に答えてください。設計価格は知らないんですか、知ってるんですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 今の町長の発言について、ちょっと訂正させていただきます。

工事につきましては、500万円以上が私が予定価格を決定しております。委託料については300万円以上が私の責務として見直しておりますが、やり方としては、今、町長が言いましたように、ランダムな数字が何%、何%と出てくるのを私が選んで、その場できちんと封をして担当の会計課のほうに渡しますので、今の設計金額以上の内容につきましては、私しか知りません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 今、副町長が訂正してくれたんでいいんですけど、町民に疑念を持たれないような行動を取ってもらわんと、町長、これは駄目ですよ。やっぱり、何ぼ町長が政治的な運動と言われても、それはちょっと度が過ぎると、私の言葉が悪いかもしれませんが、度が過ぎますよ。その点、どう思います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど申しましたように、町長の仕事に就いている以上、業者の方々と会うということも仕事の一つだと思っております。その中で、たまたま同じところに行くところに一緒にタクシーに乗ったら、そら疑念を抱く行動だとおっしゃるのであれば、議員はそう思われておるんだろうと思いますけど、社会通念一般では、それは許される行為ではないかと私は認識しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 何ぼ町長に言うても、これはらちが明きませんな。

要するに、町民に審判を仰ぐわけです。町長は、1期目は厳しい選挙をして1,000票差で勝ちましたよね。2期目は、松前町民全員が無投票という形で信任しとんです。私も信任したんですよ。ここにおる議員全員が信任しとんですよ。自信を持ってこの4年間をやってくれれば、私はこういう質問をしない、する必要もなかった。だけど、町長は、あまりにも疑念を持たれ過ぎるような行動を取り過ぎる。言葉を気をつけていただかなくては

ならない。

先ほどはっきり言ったでしょ。町民に疑念を持たれないような行動をします言うて。疑念を持たれとるじゃないですか、はやこれだけ。町長、もうちょっと質問しようわいね。

町長、僕も最後になると思うんで、ちいと遠慮なしに言わせてもらいますけど、私は、この4年間を見てみると、岡本町長は、私は町長の任にあらずというふうな感じを受けます。これは私個人の考えですから、ほかの議員さんはどう考えておるかは知りません。私は希望として、今議会中に議長に辞表を提出していただきたい。それだけ私の意見として述べときます。答弁してくださいよ、どうぞ。

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。伊賀上議員に申し上げておきます。個人的な攻撃については、一般質問の中ではおやめください。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 通告書以外の発言があったと言われる議長からの指導がありましたんで、議長の判断にお任せしますので、削除なりしていただきたらと思います。ということは、町長の答弁は要らないということですね。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長、答弁がありましたら。

○町長（岡本 靖） あります。

○議長（加藤博徳） どうぞ。

○町長（岡本 靖） 私、町長になって7年半たちました。あと2期目の残りの任期も僅かになりましたけれども、7年の間、基本的には公平公正を旨として、町民の皆さんの納得をいただける町政を誠実に、正直に進めてまいりました。一点の曇りもありません。

以上です。（拍手）

○議長（加藤博徳） 拍手はおやめくださいね。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 最後に、町長の今までの活動を評価もしませんし、かというて、何をしとったんかとも言いません。私は信任した人間ですので、ぜひ期待に応えてもらうような町長としてやっていただけたらと思います。

いろいろ言い過ぎましたが、町長、私の本心ですから、こらえてくださいよ。こういう声もあるということを、町長、考えとってくださいよ。

以上で一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が議長の許可を得たので、一般質問をさせていただきます。

1、身体障がい者支援についてお伺いします。

身体障がい者の支援の定義は。

厚生労働省の地域生活支援事業の一環で、松前町は日常生活用具給付事業を行っている。その目的は、障がい者などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することになっております。日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とすると記載されている。また、対象者は身体障がい者・児、知的障がい者・児、精神障がい者、難病患者などであって、当該用具を必要とする者とされている。

松前町でも要綱を定めており、給付または貸与を行っている。今回、在宅療養等支援用具のうちの電気式たん吸引器の給付を受けようと福祉課に担当ケアマネが申請に行ったところ、申請者が身体障害者手帳を取得していないため給付できないと担当係員に門前払いされた。

身体障害者手帳がない対象者は2022年11月に脳出血を起こし、入院加療を受けていたが、身体右麻痺、遷延性意識障害、胃瘻栄養で、鼻から管を胃まで通し、栄養物を入れるなど、2023年3月に退院した。入院中に誤嚥（食べ物などを飲み込むことがうまくできず、肺に入ること）をして誤嚥性肺炎を起こしており、電気式たん吸引器でのどや肺にたまるたん、水など時間を問わず取る必要がある。

現在では、脳血管障害での身体障害者手帳取得は、発症後6か月後に判定すると規定されている。その後、診断書を提出して身体障害者手帳が下りるまで、さらに約2か月かかる。つまり、発症後、身体障害者手帳が発行されるまでに8か月がかかる。以前は、長期入院の間に身体障害者手帳が取得できていましたが、最近は早期に在宅に戻され、身体障害者手帳の取得ができるのは退院後しばらくしてということになっています。

家に帰ると、たちまち医療サービスがないと生きていけない現実に直面する。現在の状況は、医師からは身体障がい1級の判断と言われており、たんなどを取る電気式たん吸引器が必須であるにもかかわらず、身体障害者手帳を取得するまでの間はサービスを受けることができない状態である。松前町の身体障がい者への支援の定義をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 続けて2番も言ってください。

○2番（西村元一議員） 1問ずつやってください。

○議長（加藤博徳） 1問ずついきます。

○2番（西村元一議員） はい。

○議長（加藤博徳） 答え。あの1問ずつね、西村議員、2、3、4、5まではよ言うてください。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2、身体障がい者とは障害者手帳を持つ者のみか。

身体障がい者とは、障害者手帳を持つ者のみであるのか。持ってないと支援を受けられないのか。障がい者とは、障害者手帳を持っている人と決めているとお聞きしたが、松前町日常生活用具等給付事業実施要綱は、松前町での日常生活用具給付についてのルールを決めた福祉課内の申合せ事項であると思うが、そのルールに従わず、係員が勝手に窓口で申請を門前払いしているのか。この門前払いは職員だけの判断なのか、上までいっているのか。

3、松前町日常生活用具等給付事業実施要綱の定義の解釈は。

松前町日常生活用具等給付事業実施要綱には、給付対象者として、呼吸器機能障がい3級以上と記載されている。すなわち、身体障害者手帳を持っていなくても、同程度の身体障がい者も含むとされているが、定義の解釈は。

4、発症後から認定期間までの支援は。

今回のケースでは、身体障害者手帳はないが、電気式たん吸引器を必要とする重度の障がいの状態であるので、申請を受け付けてもらうように依頼したが、門前払いとなった。身体障がい者の認定までの支援の定義はどうなっているのか。

5、身体障害者手帳を持たない方への考えは。

地域生活支援事業の日常生活用具給付事業については、障害者総合支援法に基づく自治体の事業であるが、他の障がい、知的障がい、精神障がいにしても、手帳の所持は必要要件ではない。したがって、町が障がいに応じて受給者証を発行すればサービスを受けることはできるという点で、身体障がい者とは一線を画している。手帳を所持しているかどうかで障がい者を分けること自体、理念から差別につながると思うが、考えは。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 身体障がい者支援についてお答えいたします。

はじめに、日常生活用具給付等事業に係る身体障がい者の定義についてお答えします。

日常生活用具給付等事業は、いわゆる障害者総合支援法に基づく障害者及び障害児に対する地域生活支援事業の一つです。障害者総合支援法では、「障害者」とは、身体障害者については身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者とされており、同条では、身体障害者とは、一定の身体上の障がいがある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者とされていることから、議員お尋ねの、この事業における身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けた者と考えています。

次に、議員御指摘の福祉課窓口で申請を門前払いしている件については、本事業の申請

について相談があった際、身体障害者手帳を有していないことが事前に確認できたことから、給付対象者とならないことをお伝えしたものです。

次に、日常生活用具給付等事業の電気式たん吸引器の給付対象者についてお答えします。

日常生活用具給付等事業は、先ほどお答えしたとおり、身体障害者については身体障害者手帳の交付を受けた者が対象となります。松前町日常生活用具等給付事業実施要綱に規定する電気式たん吸引器の給付対象者の呼吸器機能障がい3級以上（同程度の身体障がい者も含む）とは、呼吸器機能障がい3級以上の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者と、これに呼吸器機能障がい以外の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、あわせて呼吸器機能障がい3級以上の障害がある者を含むという意味です。

次に、発症後から身体障がい者認定期間までの支援についてお答えします。

これまで述べたとおり、日常生活用具給付等事業の対象者は、身体障害者手帳の交付を受けた者であることから、発症後から障がいの状態が固定するまでの期間については対象になりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、早期に在宅での療養が求められるなど障がい者を取り巻く医療環境に変化がある中で、今回のケースのように、制度のはざまにある方々に対する支援制度がないことは問題であると考えています。

このため、介護保険制度において、介護認定の申請を行った場合は、申請日から認定日までの間でも暫定ケアプランを作成することにより介護サービスが受けられる取扱いをしている事例もあることから、今後、身体障害者手帳を申請中の方でも本事業の給付を受けられるよう、国等に対し働きかけを行っていきたいと考えています。

次に、身体障害者手帳を所持しているかどうかで給付の可否を決定していることについてお答えします。

本事業について定める現行の厚生労働省の日常生活用具給付等事業実施要領において本事業の給付対象者を身体障害者に限定している以上、身体障害者手帳を持たない方が給付対象外になることについてはやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりましたが、これから松前町の町民のため、身体障がい者のために頑張ってください。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、続けて。

○2番（西村元一議員） 2番目に移ります。

生涯学習事業についてお尋ねします。

陶芸教室は、なぜ会員で閉鎖、撤去移転についてお尋ねします。

松前町陶芸教室は、昭和50年に愛媛県が生涯学習の一環として砥部町の窯元より講師を

派遣してもらい開設しました。現在は、30名余りの会員が和気あいあいと個性的な作品作りに励んでおります。各種チャリティーや年末助け合いに協賛したり、皆さんを招いて交流会をしたり、学校に出向き陶芸教室を開催していると聞いております。

数年前の町政懇談会の終了後の町長との会話の中で、使用中の窯が老朽化して改修の話を出したところ、町長から、窯の修理代は出せないと言われたので、みんなで積立てして修理費用もできたのに、窯の再設置は認めないので、現在の建物を明け渡すように言われた。また、最近では、現在教室に使用しているプレハブが建築基準法に違反しているので、壊しますから、自分らで別の場所を探して行ってくださいと心折れる言い方をされ、会員みんな愕然としている。なぜ陶芸教室を会員の手で閉鎖、移転をしなければならないのか。

## 2、町長の生涯学習事業の考えは。

半世紀続けてきた、この事業。この3年間は、新型コロナウイルス感染症で思うような活動ができません。継続維持がやっとでありました。

生涯学習事業は、字のごとく生涯の学習事業の一丁目一番地であると思う。また、環境プラザ、旧の給食センターで実施していた環境教室事業も閉鎖、撤去と聞いています。今までの継続の努力が消えようとしている。一度やめると、再稼働しても、また、いつやめるか、やめないけないと思うとお世話はできませんと言われていています。今ならまだ間に合いますが、町長の生涯学習事業に対する考えをお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

三原社会教育課長。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

ちょっと待ってください。答弁してからにしてください。

○社会教育課長（三原三千夫） 生涯学習事業についての御質問のうち、まず、陶芸教室はなぜ会員で閉鎖、撤去移転をについてお答えします。

松前町教育要覧によりますと、陶芸教室は、昭和51年に楽焼教室という名称で教育委員会が生涯学習の一環として始めた事業であり、当時の中央公民館の北側に設置したプレハブで実施していたものです。

その後、新庁舎建築のための中央公民館及び町民会館の解体に伴い、現在の文化センター北側にプレハブを移設して、平成21年まで教育委員会の事業として実施していましたが、平成22年に新規受講者の減少や陶芸の普及に一定の効果が得られたことを理由に、教育委員会主催の生涯学習講座としての陶芸教室に幕を引きました。その際に、陶芸教室のプレハブや陶芸窯がまだまだ使用できる状態であったことから、陶芸教室の卒業生が中心となって組織した自主サークルに引き続き利用を認め、現在まで続いているものです。

令和4年度に、文化センターの利便性の向上のために、同施設の敷地内にバリアフリー

駐車場を設置する計画を進めていたところ、同じ敷地内にある陶芸教室のプレハブが建築基準法に違反していることが判明し、バリアフリー駐車場整備のためには、そのプレハブの違反状態を是正する必要が生じました。しかしながら、そのプレハブは老朽化がかなり進んでいるため、違反状態を是正することは費用対効果の面から適当でないと判断し、同プレハブを撤去することを選択いたしました。このため、陶芸教室に対し、その旨を説明し、活動場所については、別の場所を探していただきたいとお願いをしたところです。

なお、町では、生涯学習の場として陶芸を続けられる環境を整えることが必要であると考え、文化センターに屋内用の陶芸窯を整備するなどして利用いただくことを検討しています。

続きまして、生涯学習事業の考えはについてお答えします。

教育委員会としては、人生100年時代と呼ばれる中、より豊かで充実した人生を過ごすため、生涯学習は積極的に推進していかなければならないと考えています。そのために、文化センターや公民館を拠点に、まさきふれあい学園や講座・教室を開催して、町民の皆様の生涯を通じた学習機会の創出に努めるとともに、文化協会やスポーツ協会等の関係団体に対して補助金を支出するなどして関係団体を通して活動の支援を行い、生涯学習活動の活性化を図っています。このため、個々のサークルや活動に対して町が個別に支援を行うことは考えておりません。

生涯学習のために必要な施設や設備につきましては、町民の皆様が様々な活動ができるように整備していく必要があると考えており、文化センターをはじめ、誰もが生涯学習活動をすることができる場所の充実に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今おっしゃった、要するに窯移転は自分らでせんでえんですね。町のほうがやってくれるんやね、文化センターの中へ。

それと、私は、ここに書いとるんは、町長さんの生涯学習事業の考えを聞いとるんで、担当さんが言われるんは分かるんですが、町長さんの考えはどうなんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 生涯学習事業は教育委員会の所管事業でございますので、教育委員会のほうに答弁していただきました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それやったら、懇談会のときでも、町長の口から立ち退けじゃ、補助金は出んやいうことは言うてもろうたら困ると思うんですがね。それを言うから、こういうことを言うんであって、どんな考えしとんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 教育委員会の事業でありまして、補助金を出すという支出の部分については町長権限になっておりますので、そのときの発言は町長としてさせていただいたんですけど、先ほど答弁にありましたように、サークル活動につきましては、個々個々のサークルに対しての補助というのはやっていないというのが現状でありますので、今、先ほど申し上げましたように、自主サークルになって、前に使っておった建物と焼き物の窯を使える間は使ってくださいということで使っておる中で、その窯が傷んだので直すということに対しては、なかなか個々個々のサークルに対する助成になるので、それは今やっておりませんという説明を町政懇談会のときにしたものでございます。御理解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かったけど、ほしたら、何で自分らで移転して、場所も自分らで決めて出ていけというようなことを言うんですかね。町長さんが自ら言われたんでしょ、懇談会の席で。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 懇談会のときに申し上げたのも、ずっと前、令和元年、平成30年ぐらいのときのお話です。今回、問題になっているのが、先ほど教育委員会のほうから説明がありましたように、文化センターの前にバリアフリー駐車場を設けるということで計画を進めておりましたところ、その陶芸教室に使っているプレハブが建築基準法違反ということで、それが是正できないと、バリアフリー駐車場はつくることまかりならんと、こういう話になったわけであります。

それで、じゃ、是正を解消するためにどうしたらええかというのは2つありまして、プレハブをきちんと直して、基礎はコンクリート基礎やないといかんとか、いろいろ難しい条件があるんですが、それを直して、建築基準法に適合したプレハブにするか、もう撤去するか、この2つしかないんですけれども、もう随分古いプレハブを修繕して建築基準法に適合するというのは、あまりにも古いもの、あと何年も使えないものに、それだけのお金を投資するのは費用対効果から見て得策ではないという判断で、もう撤去するしかないかなあということになったわけであります。

そういうことで、陶芸教室の皆さんには、こういう事情が生じたんで、これまでは、今まで、一応、町としての陶芸教室は平成22年に終わったわけで、終わったんだけど、自主サークルとして続けたいということでありましたので、その施設が使える間は使ってくださいよということで使用を認めとったわけです。それが使っていいですよと言ってるものが、もうはや撤去せんといかん状況になったものですから、そういう状況になったので、どこかでやっていただくように検討いただけませんかと言うてお願いをしたというの

が事実であります。

一方、我々としても、今までやっておられたところがなくなるのであれば、何とかせんとあかんなどということ、文化センターの中に電気式の屋内で使えるような陶芸窯でも設けて、そこを使っていただくという形で陶芸のサークルが続けられないかなあということ、今検討しているところですが、室内で何時間もかかる窯を使っていいのかどうかとか、いろいろ問題があるので、まだそれはクリアできてないんですけども、そんな形でサークルを続けていく環境は、もちろん、使用料は要するようになるんですけども、整えていかなければいけないかなということ、今検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほんならよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

○2番（西村元一議員） はい。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員の一般質問を終わります。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 5番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

1問目、高齢者支援について、そのうち、ごみ出し支援について質問をさせていただきます。

高齢者同士の世帯・独居老人世帯の増加に伴い、ごみ出し困難者が増加しているのが現状であります。松前町でも、近くに集積場所の設置や戸別回収を希望する声は潜在的に多くあると考えます。

新居浜市の先進事例では、シルバー人材センターに委託し、導入の経緯は、高齢社会が進む中、廃棄物処理担当課として高齢者等生活弱者のごみ出しを大きな課題として捉えていた。市民からの要望も増え、市として事業の実施が必要と判断し、実施に至った。

制度概要は、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者または障がい者に対し、週1回の戸別収集及び排出のない場合には声かけするよう安否確認を行い、安定的な収集、運搬業務とともに日常生活の支援を行うとある。本町でも、ごみ出し困難者に対して戸別回収支援を実施できないかを問います。

続けて2番目、核家族化が進み、高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯も増えております。離れて暮らしている家族は心配や不安が尽きない。訪問介護やデイサービスなどの介護サービスを利用していけば定期的に健康状態を確認できるため、ある程度の不安は解消できます。しかし、元気で自立した生活を送っている場合は、そのような介護サービスは

利用できないため、状況を把握する手だてがありません。転倒して動けなくなったり、体調が悪くて寝込んだりしていても、誰にも気づかれないということです。定期的に電話をかけて状況を確認していても、それだけでは不安だという人もおります。

このような人たちにとって役に立つのが安否確認サービスです。民間企業のサービスは利用料が高いため、ちゅうちょしている家庭も少なくありません。安価に安否確認サービスを利用するなら、自治体が独自に行っている安否確認サービスがあります。申請しないと受けられないサービスも多いため、知らない人もいるということでもあります。

多くの自治体に取り組んでいるのが配食サービスや乳酸菌飲料配達サービス、緊急通報装置の貸与であります。本町の安否確認サービスはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

**○福祉課長（平村展章）** はじめに、高齢者のごみ出し支援についてお答えします。

本町では、ごみ出しが困難な高齢者からの相談を年間10件程度受け付けており、相談内容に応じて、家族や近所の方の協力を促すほか、相談者の周りの方から協力が得られない場合は、町のボランティアセンターに登録しているごみ出し支援のボランティア団体やシルバー人材センターを紹介することでごみ出し対応ができてきている状況で、現状としては、早急に戸別回収支援が必要な状況であるとは考えていません。

しかしながら、先ほど藤岡議員の御質問にお答えしましたとおり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、高齢者の生活の困りごとの4番目にごみ出しが多く、高齢化の進展とともにごみ出し困難な高齢者の顕在化が想定されることから、今後、生活の困りごとを地域で助け合いができる体制づくりについて、行政区単位で検討を進めていきます。

次に、本町の安否確認サービスについてお答えします。

町では、独居高齢者が在宅で安心して暮らすことができるよう、平成9年度から松前町内に在住する70歳以上の独居高齢者並びに65歳以上70歳未満で虚弱のために見守りが必要な独居高齢者を対象に独居高齢者福祉ネットワーク事業を実施しています。この事業では、各行政区の民生委員から推薦のあった方を町が見守り推進員に委嘱し、見守り推進員は週に1回程度、見守りが必要な独居高齢者の自宅を訪問して安否確認を行っています。本年5月末現在で、41人の見守り推進員が442人の独居高齢者宅を毎週訪問しています。

なお、見守りが必要な独居高齢者は、各行政区の民生委員に名簿を作成していただき、見守り推進員に情報提供しています。

次に、町内の65歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯で調理が困難な方を対象に実施している配食サービス事業の委託業者に依頼して配食サービスの利用者の安否確認を実施しています。本年5月末現在で利用者数は6名で、安否確認が取れない場合は、配食業者から

役場に連絡が入ることとなっており、利用者の状況を把握できるようにしています。

緊急通報体制整備事業については、以前は実施していましたが、携帯電話やスマートフォンなどの普及により利用者数及びニーズが減少したことから、令和2年度に廃止しています。

なお、廃止に当たり、既に同事業を利用している方については、経過措置を設けて継続してサービスを提供しています。

この事業では、業者に委託して急病等の緊急時に救急要請を行うほか、委託業者から利用者に月2回連絡して安否確認を行っています。本年5月末現在で利用者数は4名です。

以上が本町で実施している安否確認サービスです。今後は、独居高齢者が増加している状況を踏まえ、町と民生委員や見守り推進員との連携を強化し、現在実施している独居高齢者福祉ネットワーク事業を重点的に実施することで、一人暮らしの高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう見守り体制の充実を図っていきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） よく分かりました。

そこで、私が藤岡議員の質問とダブるような形になるかと思いますが、私が求めたものは、既にあるそういう組織だとかを利用して、行政として町全体をカバーするようなごみ収集をできないかという発想であります。

それと、2問目の安否確認の手法も、現在やってることをお聞きしました。ただ、このごみ出しも、そういう形できちっとした組織とかを使って町がやることによって、その中には安否確認を、すべてどこの行政も、ごみ出しに安否確認をリンクしてやってるということもありますので、そういった形で当町としても実施してもらえないかというふうに思います。

新居浜の例を出しましたが、国立環境研究所が高齢者ごみ出し支援事例集を出しておりまして、その中に、自治体あるいは業者、自治会、このあたりで事例を紹介しております。自治体は、いわゆる政令都市とかのでかいところから町のレベルまでの事例を紹介しておりますが、その中で、九州の大木町高齢者等ごみ出しサポート事業という形で、人口は1万4,000人ぐらいですので当町の半分ぐらいにはなりますが、そこでもやはり、先ほど御説明がありましたが、シルバー人材センターも利用してやっておりまして、包括支援センターがある意味で中心にあって、それと大木町の環境課と、そしてシルバー人材センター、このあたりが連携して、そして、包括支援センターは利用者の審査をし、民生委員が申請を大木町の環境課に届けると、そういう仕組みになっております。

そういうことで、これから、そういう利用者の要望が増えてくることになりましたら、ボランティアに任せるというのではなくって、こういうシステムをきちっとつくった上で

ごみ出しの体制を、シルバー人材センターを使うなり現状の組織、いわゆるごみ収集業者を使うのは、それはその場、その地域の考え方に任せますが、そういったことで高齢者のごみ出しをきちっと制度化していったほしいというのが私の考え方であります。

以上でこの質問を終了させていただきます。

続きまして2問目、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について、内容はCOCOLOプランについて質問させていただきます。

全国の小中高校で不登校の児童生徒数が急増し、約30万人となる中、文部科学省は令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとのCOCOLOプランを発表いたしました。

不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子どもの保護者の会は非常に重要な役割を果たしております。しかし、現状では行政の支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、保護者の会の設置は地域によって状況が様々であります。

そういった状況を受けて、今回のCOCOLOプラン2-03では、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援」と明記されました。

そこで、松前町においても、教育委員会が、不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーターとして派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、COCOLOプランを受けての今後の本町での取組についてお伺いいたします。

2番目として、不登校の児童生徒は一人一人の状況が大きく異なり、丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であります。今回のCOCOLOプラン1-02、1-03、1-05では、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進とともに、学校の授業を自宅やスペシャルサポートルーム等の教育支援センターに配信し、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記されました。

そこで、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境「スペシャルサポートルーム等」を本町内の全ての小中学校に設置する必要があると思いますが、現在の設置状況と今後の取組についてお伺いします。

また、学校の授業を、不登校の子どもの自宅や校内のスペシャルサポートルーム等、教育支援センターに配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきと思いますが、現状と今後の取組について伺います。

3番目、自宅やスペシャルサポートルーム等、教育支援センター、不登校の生徒の様々

な学びの場が拡大している中で、そうした場での学びが学習成果として評価されていないために調査書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。

今回のCOCOLOプラン1-02、1-03、1-05では、自宅やスペシャルサポートルーム等、また、教育支援センターでの学びの結果が成績に反映されるようにすると明記されました。今回の国のCOCOLOプラン1-02、1-03、1-05で示されたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム等、教育支援センターの学びを確実に学校の成績に反映させることが重要と思いますが、本町内の中学校における現在の状況と今後の取組についてお伺いいたします。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

**○教育長（足立一志）** COCOLOプランを受けての保護者の支援についてお答えします。

議員御指摘のとおり、近年、不登校児童生徒数が全国的に増加し続けており、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、小中高等学校の不登校の児童生徒数は約30万人に上り、過去最高となりました。このような状況を受け、文部科学省は、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをなくし、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを取りまとめました。

本町においても、不登校児童生徒数は、令和元年度は小中学生合わせて31人でしたが、令和3年度は43人、令和4年度は60人と、数年の間に急激に増加をしています。このため、学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等が、様々な不安や悩みについて児童生徒や保護者が相談できる体制をつかって相談を受けたり、欠席の多い生徒や高校中途退学者に向けた進路説明会を開催したりして不登校児童生徒や保護者を支援してきました。年間260件程度の相談を受けていますが、なお十分ではないと考えています。

COCOLOプランで示されている保護者の会については、現在、町内に設置されたという話は聞いておりませんが、同じ不安や悩みを抱える保護者が集まる保護者の会は、保護者の不安を和らげ、不登校児童生徒や保護者を支えていくために有用な取組であると認識しています。このため、議員御指摘のとおり、教育委員会が主導して保護者の会を設置することも必要であると考えていますが、保護者の中には消極的な姿勢の方もいるため、学校や関係機関と連携しながら設置について研究をしていきたいと考えています。

続きまして、校内スペシャルサポートルーム等の設置とオンライン指導体制についてお答えします。

COCOLOプランでは、学級に入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習し、生活できるスペシャルサポートルーム等を学校内に設置することが望ましいとしています。

このスペシャルサポートルーム等の定義については、国は明確に定めておらず、本町では、不登校や不登校傾向の児童生徒が安心して過ごせる専用の部屋に専任のスタッフが配置された居場所と捉えています。

現在、町内でスペシャルサポートルーム等を設置している学校はありませんが、本町では、登校しても、みんなと一緒に教室で学習ができない子どもたちのために、保健室や相談室等の部屋で学習や面談、タブレットを利用したeラーニングによる学習活動を行い、不登校や不登校傾向の児童生徒が学校に来やすくする環境づくりをしています。

しかし、不登校や不登校傾向の児童生徒を支援するための専用の部屋や専任のスタッフが配置されておらず、常時学習をしたり相談をしたりすることはできていません。このため、そのような教室や人材の確保に努め、今申し上げた保健室や相談室等の別室で行っている指導から、もう一段階ステップアップしたスペシャルサポートルーム等の設置を目指していきたいと思います。

学校の授業の配信については、一部の学校では行っていますが、定期的な配信や授業に参加できる双方向での配信はできていません。今後、機材等の整備や教職員の技術の研修を進め、町内6校でのオンライン授業の充実につなげていきたいと思います。

なお、教育支援センターについては、現在、本町には設置できておらず、不登校や不登校傾向など支援が必要な子どもの中には、愛媛県総合教育センターの教育支援教室や民間フリースクールで活動している子どももいます。ただ、本町からの距離や費用負担の問題もあり、実際の利用数は数人程度と極めて少ないことから、これらの施設だけでは十分な支援ができていない状況です。

このため、不登校や不登校傾向の児童生徒の支援がより進められるよう、町内への教育支援センターの設置に向けて今後検討を進めたいと考えています。

続きまして、自宅やスペシャルサポートルーム等での学びの学校の成績への反映についてお答えします。

不登校児童生徒が増加する中、自宅や教室以外の部屋での学習、教育支援センターやフリースクールでの学習等、様々な学習の場が増えてきています。

不登校や不登校傾向の児童生徒の自宅や教室以外の部屋での学習に対する評価については、学習により提出した課題の成果や記録を取っているノート、タブレットの学習記録等を評価のための資料として活用し、学習成績をつけており、また、教育支援センターやフリースクール等の外部機関での学習や活動については、学習状況の報告を受けて評価を行っており、教室での授業以外の学びについても確実に学校の成績に反映をさせています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 本当にCOCOLOプランで設定されている目標に対して前向きな御答弁だったと思います。これを急にはできないと思います。状況、状況もあろうと思いますが、一つ一つ段階を踏みながらでも、松前町の教育というところで、教育のまちの教育ということで、着実に進めていっていただきたいということでございます。本日はありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 西 村 元 一



6月27日（第3号）

令和5年松前町議会第2回定例会会議録

令和5年6月27日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部博憲 |
| 出納局長          | 仙波晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田民章 |
| 総務課長          | 友田秀樹 |
| 財政課長          | 田中志延 |
| 税務課長          | 塩梅敬介 |
| 危機管理課長        | 金子裕之 |
| 町民課長          | 渡辺司  |

|         |       |
|---------|-------|
| 福祉課長    | 平村展章  |
| 保険課長    | 柏原正   |
| 子育て支援課長 | 大西雅弘  |
| 健康課長    | 佐藤真一  |
| まちづくり課長 | 山田善仁  |
| 産業課長    | 田中俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田俊哉  |
| 学校教育課長  | 金子貴徳  |
| 社会教育課長  | 三原三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 楠田匡志 |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本敏子 |

令和5年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.3

|       |                                     |          |    |
|-------|-------------------------------------|----------|----|
|       | 令和5年6月27日(火)                        | 午前10時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                          |          |    |
| 日程第2  | 議案第32号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例            |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                       | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第3  | 議案第33号 松前町税条例の一部を改正する条例             |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                       | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第4  | 議案第34号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例       |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                       | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第5  | 議案第35号 松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第6  | 議案第36号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例          |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第7  | 議案第51号 土地改良事業の施行について                |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                       | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第8  | 議案第52号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第3号)        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第9  | 議案第53号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第10 | 議案第54号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第11 | 議案第55号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)    |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第12 | 議案第56号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)      |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第13 | 議案第57号 令和5年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)     |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第14 | 議員派遣の件                              |          |    |
|       | 閉議                                  |          |    |
|       | 町長挨拶                                |          |    |
|       | 閉会                                  |          |    |

○議長（加藤博徳） 本日の出席議員は12名で定足数に達しておりますので、御報告をいたします。

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 議案第32号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第32号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第32号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことにより、利用者証明用電子証明書をスマートフォンへ搭載が可能となったことに伴い、利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、スマートフォンの機種変更や紛失した場合の規制基準は整備されているのかとの質疑があり、現在、使用できるスマートフォンはアンドロイドバージョン9以降のものとなっているが、順次使用できる機種を増やしていくと聞いている。国から機種変更等に関しての具体的な指針は示されているとの答弁がありました。

また、セキュリティー基準についてはどのように考えているのかとの質疑があり、スマートフォンは、マイナンバーカードよりも情報が漏れやすく、国も懸念をしている。町としては、国に準じた対策を行っていくとの答弁がありました。

委員からは、マイナンバーカードについては何かと話題になっている。セキュリティーを万全にしておかなければ、何かあったときに対策が何も無いではいけない。あらかじめ想定できる対策を町として検討してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第33号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第33号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第33号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、国税の森林環境税を町において賦課徴収し、新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を定めるほか、税負担の公平性の観点から整理合理化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第34号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第34号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第34号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第35号 松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第35号松前町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る6月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第35号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、令和5年度末をもって古城幼稚園を廃止し、松前町立幼稚園を1園化するため及び令和6年度から松前町立幼稚園で一時預かりの事業を実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、一時預かり事業の想定人数は何人か、預かり時間は何時までか、保育士職員の配置はどのようにするのかとの質疑があり、想定人数は、2号認定は各学年10人、1号認定でも利用があると見込んでいる、預かり時間は実施の段階で教育委員会の規則で定める予定であり、幼稚園教諭や保育士の配置は検討中であるとの答弁がありました。

次に、今後の園児の定員の推移について質疑があり、令和6年度の町立幼稚園1園化に伴い定員を70名に、令和7年度の認定こども園化以降については定員を90名にしたいと考えている。90名は、現在の施設、教室数で受入れできる最大の人数であるとの答弁がありました。

次に、松前町は出生目標数を令和8年に210名と設定していたが、その子どもの受入先を確保できるのかとの質疑があり、松前町全体の保育所と幼稚園の定員合計になってくると思う。幼稚園を所管する教育委員会としては、全てを把握できてはいないが、現在の見込みでは、令和7年度頃までは対応できるのではないかと、子ども・子育て会議でも話しているとの答弁がありました。

委員からは、幼稚園を所管する教育委員会と保育所を所管する福祉課の連携が非常に大切であり、早急に打合わせを行い、互いに把握し、いろいろと総合的に考え、将来を見据えて計画的に今から取り組んでほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第36号 松前町立保育所条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第36号松前町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る6月13日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、白鶴保育所新園舎の施設整備に伴い、定員を増員するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、定員を36人増員し96人とする増員の内訳とそれに伴う保育士の増員について質疑があり、0歳児を0人から6人に、1歳児を9人から18人に、2歳児を

12人から18人に、3歳児、4歳児、5歳児は各13人から各18人となり、5人程度の常勤保育士の増員が必要となるとの答弁がありました。

次に、松前町は出生目標数を令和8年に210人と設定していたが、松前町立、私立を含めて、町内施設で受け入れる確保はできているのかとの質疑があり、現状としては、まだ確保はできていない状況であるとの答弁がありました。

次に、出生目標数を設定するのであれば、その子どもをしっかり松前町で受け入れる体制をつくらなければいけない。幼稚園を所管する教育委員会と保育所を所管する福祉課は、しっかり連携を取り令和8年の出生目標数達成に向けて、その受皿をつくるように、協力しながら総合的に整備を進めていくべきではないかとの質疑があり、保育士の確保策については苦慮している状況がずっと続いている。今年度も、県内の潜在保育士約1,200人に対して求職案内文書を発送するほか、求人誌への掲載なども行っている。また、新しい取組として、保育士の求人を専門的に取り扱う求人サイトに登録をして、求人情報を提供している。このサイトの中で、松前町近隣在住の保育士で求職を希望している15人の方に対して、既にスカウトメールを送って対応している。さらに、これまで様々な保育士確保策を講じてきた中で、なかなか保育士が確保できていない状況を踏まえ、民間の活力を使うことも必要と考え、保育士の人材派遣などについても現在、検討研究を進めている。令和8年の出生目標数を踏まえた保育士の確保について、今後、引き続き努めていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第51号 土地改良事業の施行について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第51号土地改良事業の施行についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第51号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

町営土地改良事業の内容は、北川原地区かんがい排水事業として、北川原地区の重要な農業用水の水源である一級河川重信川からの用水路が経年劣化によりひび割れが生じるなど、農業用水の安定供給に支障を来すおそれがあるため、用水路を改修するもので、事業延長150メートル、事業費1,750万円、2か年で工事を実施する予定です。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

- 日程第8 議案第52号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)
- 日程第9 議案第53号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)
- 日程第10 議案第54号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案第55号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第56号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第57号 令和5年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第8、議案第52号令和5年度松前町一般会計補正予算第3号、日程第9、議案第53号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第10、議案第54号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第11、議案第55号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号、日程第12、議案第56号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第1号及び日程第13、議案第57号令和5年度松前町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長(藤岡 緑議員) 去る6月13日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第52号から議案第57号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第52号令和5年度松前町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ5億1,291万2,000円を追加し、総額を125億474万4,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、庁舎管理事業については、庁舎前駐車改修工事に併せ、車道と歩道の境界部分も改修するようだが、歩道は県の管理ではないのか、県は費用の負担はしないのかとの質疑があり、県道部分ではあるが、庁舎駐車場の出入口の改修に伴う工事のため、県に負担を求めるのは難しいとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業の、コミュニティ助成事業に採択された東古泉の盆踊りのやぐらについて質疑があり、やぐらは、東古泉の夏祭りで婦人会や地域の方が盆踊りのために毎年使用している。今あるやぐらは、30年以上使用しており、重く、古い組立て式であるため、アルミ合金の組立てが簡単なものを購入するとの答弁がありました。

また、設置は東古泉の方がするのか、業者に委託をするのかとの質疑には、設置は地域

の方がされるとの答弁がありました。昨年度、まさきーいいとこ見つけ隊は人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業に採択されたが、今年度申請はしていないのかとの質疑があり、団体の備品等はある程度そろっており、今後、自主的な活動の方向に成長していく段階にきていることから、申請はされていないとの答弁がありました。

産業建設部所管については、農業物価高騰対策支援事業と中小企業物価高騰対策支援事業の中に職員の時間外手当が計上されていないがとの質疑があり、既存予算の中から支出をし、今後、不足した場合には改めて予算措置することを財政課と協議しているとの答弁がありました。

次に、橋梁長寿命化修繕事業では橋りょうの延命化を計画的、舗装長寿命化修繕事業では舗装の延命化を計画的とある。計画的とあるのに、なぜ補正予算になるのか。計画的であれば当初予算ではないのかとの質疑があり、橋りょう及び舗装については、長寿命化修繕計画を立てて実施しているため、計画的という言葉を使用している。両事業とも国の補助金を活用しており、4月以降にならなければ国の補助金が確定しないため、例年6月補正で対応しているとの答弁がありました。

次に、北黒田海岸整備事業のいりこ加工工場移転用地支障物件解体工事は一般財源、下水路等整備事業の江川排水路改修工事は町債が事業の財源となっている。当初予算でなく、補正予算になったのはなぜかとの質疑があり、北黒田海岸整備事業については、建物解体と残置されている物件の処分費の算定が、また下水路等整備事業についても工事費の算定が当初予算に間に合わなかったため、両事業とも6月補正で計上したとの答弁がありました。

委員から、北黒田海岸整備については、長期の見通しを立てた上で、その計画に従って遂行していくという姿勢を見せてほしい。ゴールを見据えた計画を立て、しっかりやっていただきたいとの意見があり、県・町連携して事業を実施している。提言いただいたように、計画的に事業を進められるよう今後も努力していきたいとの答弁がありました。

次に、舗装長寿命化修繕事業について、筒井徳丸線は新設道路で、年数もあまり経過していないのに多額の費用がかかっている。調査、計画をして道路をつくったのではないのか。もっと計画も施工管理もしっかりしてほしいとの意見があり、舗装補修が想定より早くなっているのは事実である。工事業者の施工管理について、町の職員が確実にできるよう努力するとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の時間外手当を計上している理由について質疑があり、給付金給付事業を実施する上で、現時点で時間外が一定見込まれているため、事業費に計上しているとの答弁がありました。

次に、若年出産世帯応援事業など、県・市町連携事業について、予算の都合上、対象件数、人数は見込みを立てて予算計上しているが、対象者が見込みを超えた場合でも県から

の補助金はあるのかとの質疑があり、超えた分についても要望は可能と聞いているとの答弁がありました。また、この事業は今年度限りではないと思うが、例えば不妊治療をされる方が今年度申請をしたが出産につながらなかった場合、来年度も申請できるのかとの質疑には、1人6回までの補助となっている。今年度4回の不妊治療をされた場合、来年度2回の補助が可能であるとの答弁がありました。

若年出産世帯奨学金返還支援事業について委員からは、1世帯への支援の上限は40万円に決められているが、ニュースなどでは1人当たり400万円以上の返済額があるとも聞いたりする。少子化対策の一環として、町独自でさらに補助をすることを考えてはどうか。また、これらの県・市町連携事業については、しっかり広報、周知をお願いしたい。知らなかったでは少子化対策にならないとの意見や、見込み件数を超えた場合でも、申請が遅かったから支援が受けられないことがないようにしてほしい。公平公正を考えれば、町が全額負担してでも支援が受けられるよう検討してほしいとの意見もありました。

次に教育委員会所管については、GIGAスクール事業の209万9,000円の増額分について質疑があり、児童生徒がタブレット端末で使用する、授業支援アプリを7月から使用するための費用の増額であるとの答弁がありました。

次に、当初予算で計上した学習支援アプリとこの授業支援アプリはどう違うのかとの質疑があり、学習支援アプリ「愛媛新聞 for スタディ」は、新聞記事を教材として使用するものである。7月から導入する授業支援アプリは、子どもたちがタブレット端末で授業やいろいろな場面でノートやファイルを共有したり、授業の資料を配布したりするものであり、機能としては別のものであるとの答弁がありました。

次に、ホッケー普及促進事業について、以前、安全性を考慮した道具を使ってホッケーを導入してはどうかと提案したことがあるが、なぜこの時期になったのかとの質疑があり、小学校のホッケー体験等ではプラスチック製のスティックを使用して実施していた。しかし、町民の皆さんを対象とする場合、プラスチック製といえども硬くて危険な場合もあると考え、発泡ウレタン製の柔らかいスティックとボールを利用することで、さらに安心してホッケーを普及したいと考えたとの答弁がありました。

また、ウレタン製の道具を使用したホッケーは他の地域でも普及しているのかとの質疑には、レクリエーション的な気軽に楽しんでもらえるホッケーとして普及しており、松前町においてはオリジナルのルールと小さいフィールドで楽しんでもらえるものと考えているとの答弁がありました。

委員からは、ぜひホッケーを通じたまちづくりと、うまくコートを利用しながらホッケーの普及をしてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第53号令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の歳出については、人事異動に伴い人件費を増額するもので、歳入については、国民健康保険税の税率改正により保険税を増額し、増加相当分を調整するため、繰越金等を減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第54号令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人件費の見直しにより減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案55号令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の補正をするものです。

初めに、保険課所管分の歳出については、人事異動に伴い人件費を増額するもので、歳入については、人事異動に伴う一般会計繰入金を増額するものです。

次に、福祉課所管分の歳出については、人事異動に伴い人件費を増額するもので、歳入については、地域支援事業に係る給与等の増額に伴う事業費の増により、国、県からの交付金及び町の一般会計からの繰入金を増額するものです。

審査の過程において、福祉課職員の給与が他課と比べ少ないように思うが、この金額でやっていけるのかとの質疑があり、高齢化に伴い、包括支援センター系の業務はかなり多くなってきている。4月1日付けの人事異動に伴い、係の保健師が1名増となり、その専門職の給与に係る部分は全て含まれているとの答弁がありました。

次に、予算編成時の職員数は15名であったが、2名増となったその理由はどの質疑があり、2名のうち1名は包括支援センター系の保健師、もう一名は保険課所管の介護認定の申請に対し認定調査を行う会計年度職員の調査員の増であるとの答弁がありました。

次に、包括と保険課の給与が3倍ぐらい違うのはどういう理由なのかとの質疑があり、保険課については、会計年度職員が1名増えたことで、おおむね390万円程度の増、残りの310万円の増は、人数は変わらないが、介護保険を担当している職員の変更により給与の低い職員から高い職員に替わった差額で、合わせて約710万円となっている。包括的支援事業費の給与120万4,000円については、令和4年度末と令和5年度を比較すると、1名増となっている。しかし、主任級の社会福祉士が別の係に異動になり、包括支援センター係に2名の新規採用職員が配属された、その差引きによるものであるとの答弁がありました。

た。

次に、保険課の旅費18万9,000円の増額についての質疑があり、会計年度職員交代に伴う通勤手当相当額の増額であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第56号令和5年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出の予定額のうち、支出について83万6,000円を増額し、資本的収入及び支出の予定額のうち、支出について139万7,000円を減額するもので、これは人事異動に伴う人件費を補正するものです。

また、第6次拡張事業の令和6年度から令和7年度における債務負担行為限度額42億6,000万円に1億9,000万円を増額するものです。

これは、現在、実施設計を進めている（仮称）松前町配水池建設工事について、社会情勢等の変化に伴う資材費等の高騰により、工事価格の増額が見込まれるため、また（仮称）松前町浄水場整備事業の建設工事に係る施工監理業務について、当該工事期間の令和5年度から令和7年度に併せて委託業務を実施するため、1億9,000万円を増額補正するものです。

審査の過程において、（仮称）松前町配水池建設工事について、これまでの経緯と今後の進め方について質疑があり、令和3年度に工事の入札を行い、令和4年4月に工事請負契約を締結、その後、実施設計を進める中で、耐震工法指針の改訂に伴う設計条件や構造計算の見直し等に期間を要したが、令和5年7月頃には実施設計が完了する見込みであり、今後はスムーズに工事に着手し、早期完成に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員からは、事業費や工程について、以前に聞いた計画のとおりに進んでいないとの指摘があり、今後は計画的に進めてほしいとの意見がありました。

次に、（仮称）松前町浄水場整備事業の建設工事に係る施工監理業務について、増額補正と業務発注の時期について質疑があり、当業務は、工事現場において有資格者による工事監理を行うために必要な業務であり、工事着手の時期に併せて業務を発注する予定であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第57号令和5年度松前町下水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出の予定額のうち、支出について34万5,000円を

減額し、資本的収入及び支出の予定額のうち、支出について63万円を増額するもので、これは、人事異動に伴う人件費を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第52号から議案第57号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第52号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第53号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第54号の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第55号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第56号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第57号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議員派遣の件

○議長(加藤博徳) 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容に変更が生じた場合、議長において判断をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管の事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和5年第2回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

さて、私どもが地域に出向いて地域の方と直接意見交換をさせていただく町政懇談会を、3月下旬から、4年ぶりに地区単位で実施しており、現在、町内の約半数の地区で実施いたしました。御出席いただいた皆様からは、それぞれの地域が抱える課題、要望等について貴重な御意見をいただいております。いただいた御意見につきましては、町政の各種施策に反映できるよう取り組んでいく所存です。これから町政懇談会を実施させていただく地域の皆様におかれましては、ぜひ町政懇談会に御参加の上、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

終わりに、議員各位におかれましては、本議会が今期最後の定例会でした。この4年間、町政の推進のために格別の御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。今期をもって勇退されます議員各位におかれましては、長きにわたり松前町の発展のため御尽力いただきましたことに対し、心から敬意と感謝の意を表します。今後とも、健康に十分に御留意いただき、地域の発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。また、再選を

期して町民に信を問われます議員各位におかれましては、再び町民の信任を得てこの議場でお会いできますことを御期待申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和5年松前町議会第2回定例会を閉会します。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司